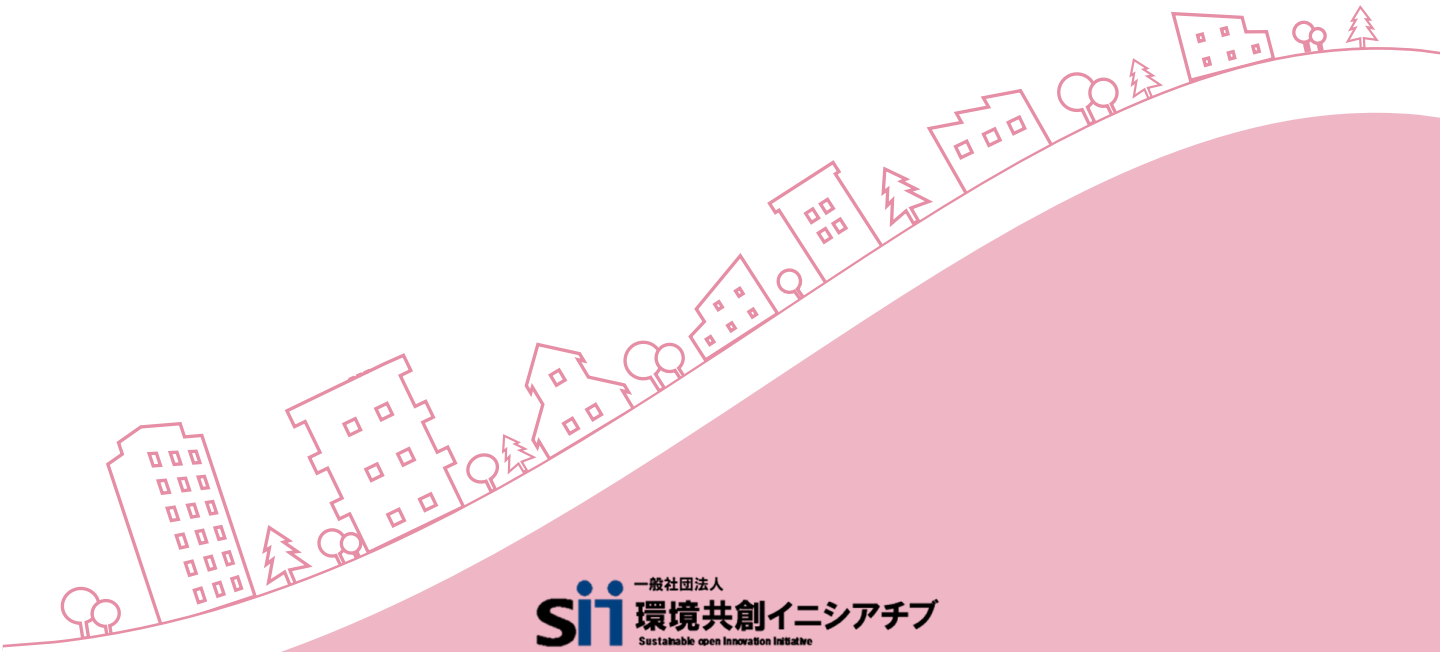
令和7年度補正予算
省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）

交付申請の手引き
（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型
（Ⅳ）エネルギー需要最適化型
5次公募用

本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブが代表幹事として
大日本印刷株式会社との共同事業体で執行する事業です。

2026年11月



一般社団法人 環境共創イニシアチブ
Sustainable open innovation initiative
DNP 大日本印刷株式会社

補助金を申請及び受給される皆様へ

本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）が代表幹事として大日本印刷株式会社（以下「DNP」という。）との「共同事業体」として執行する補助金事業です。補助金の交付を申請される間接補助事業者の皆さまとの手続等については、代表幹事であるSIIが行います。

補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、当共同事業体としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、及び共同事業体が定める「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金交付規程」（以下「交付規程」という。）をよくご理解のうえ、また下記の点についても十分にご認識いただいたうえで補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。

③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10．95%の利率）を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。

④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解したうえで本事業の申請手続きを行うこととしてください。

⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。

⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう。（以下同じ）
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。

⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。

⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。（個人・個人事業主を除く。）

一般社団法人環境共創イニシアチブ
大日本印刷株式会社

本書は、令和7年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」（以下、「本事業」という。）における、事業区分（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型、事業区分（Ⅳ）エネルギー需要最適化型の交付申請の方法について説明する手引きです。

本書、公募要領のほか、関連する各手引き（下図「別途公開」参照）が用意されています。
全ての関連する書類等をよくご覧いただいたうえで、交付申請を行ってください。
全ての資料は、SIIホームページ（https://sii.or.jp/）内、本事業の「公募情報」よりダウンロードできます。

別途公開	令和7年度補正予算　省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金　交付規程
別途公開	令和7年度補正予算　省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）　公募要領（5次公募用）
本書	令和7年度補正予算　省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）　交付申請の手引き （Ⅱ）電化・脱炭素燃転型（Ⅳ）エネルギー需要最適化型 5次公募用
別途公開	令和7年度補正予算　省エネ・非化石転換補助金（設備単位型） 省エネルギー量計算の手引き（ユーティリティ設備）【独自計算】
別途公開	令和7年度補正予算　省エネ・非化石転換補助金（設備単位型） （別冊）補助事業ポータル 5次公募用

＜その他の手引きとの関係＞

- 添付資料を入手・作成した後、申請書類を作成する手順については、上記「（別冊）補助事業ポータル」の手引き、及び設備別に用意された「省エネルギー量計算の手引き」を併せて確認してください。

- その他本事業の「交付規程」、「公募要領」等、関連する全ての書類等をよくご覧いただいたうえで、交付申請を行ってください。全ての資料は、SIIホームページ（https://sii.or.jp/）内、本事業の「公募情報」からダウンロードできます。

■ 本補助金を申請する際の注意事項

1. 交付申請することで補助金の交付が確定するわけではありません。
2. 交付申請後にSIIの審査があります。審査の過程で不備や不足が判明した場合、SIIからの不備解消依頼にご対応いただく必要があります。スムーズな審査のため、「公募要領」、「交付申請の手引き」、ほか関連する書類をよく読み、不備のない書類を提出していただくようご協力をお願いします。
3. 交付申請にあたってはSIIが提供するシステム「補助事業ポータル」を使用します。
4. 交付申請においては、省エネルギー計算が必要です。
5. 事業者は、交付決定を受けた後に実績報告書を提出し、事業完了した後に成果報告書を提出する必要があります。また、導入後に補助対象設備の使用エネルギー量を実測するため、設備によっては別途計測器等が必要となる場合もあります。あらかじめご了承ください。

- 複数の事業所を申請する場合は、事業所毎に申請を行ってください。
- 契約、及び書類の作成は、必ず申請毎に行ってください。

目次

本書について

第1章　申請する前に

1-1　交付申請の流れ …… P. 5
1-2　公募要領の確認 …… P. 7
1-3　申請単位について …… P. 8
1-4　申請パターンについて …… P. 9
1-5　みなし大企業の定義の整理 …… P. 11
1-6　共同申請について …… P. 13
1-7　複数年度事業について …… P. 15
1-8　問合せ窓口担当について …… P. 16

第2章　事業区分（Ⅱ）における概要と見積について

2-1　補助対象設備、及び省エネルギー計算 …… P. 19
2-2　見積の取得 …… P. 21
2-3　見積の確認 …… P. 22
2-4　見積書の取得・作成時の注意事項 …… P. 23

第3章　提出書類の入手・作成

3-1　提出書類（添付資料）について …… P. 27
3-2　提出書類の詳細 …… P. 32

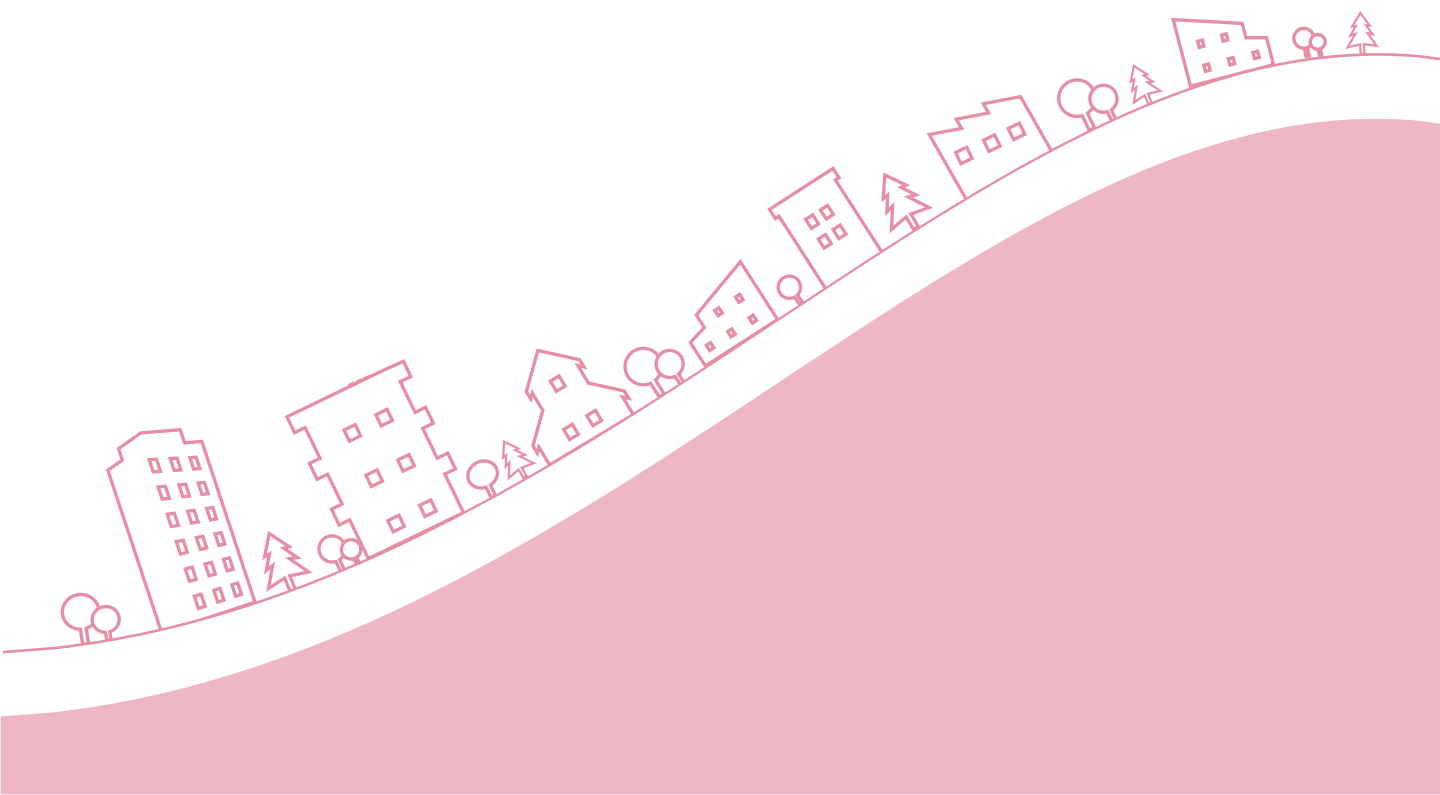
第4章　その他の事項について

4-1　交付申請までの残手順 …… P. 69

No.	版番	更新日	更新ページ	更新内容
1	1.0	2026/11/06	-	新規作成

第1章

申請する前に



1-1 交付申請の流れ

本書で説明する交付申請手続きの手順は、以下のとおりです。
本事業の全体スケジュール(交付申請から交付決定、及び交付決定後、補助金交付まで)は、公募要領「1-14.事業全体スケジュール(複数年度事業)(5次公募)」を確認してください。

交付申請手続きの手順

公募要領、手引き等の確認

公募要領、交付申請の手引き(本書)等をよく読み、事業内容を理解する。

見積の取得、導入する設備の選定

- 3者以上から見積を取得する(事業区分(Ⅱ)のみ)。
- 既存設備の能力と稼働条件を踏まえて導入する補助対象設備を選定する。

申請時の根拠となる書類の入手・作成

申請時の根拠となる書類を入手・作成する。

別途公開の「(別冊)補助事業ポータル」を参照

補助事業ポータルのアカウントを取得

SIIのホームページ(https://sii.or.jp/setsubi07r/)から補助事業ポータルのアカウント(ユーザ名)を取得し、パスワードを設定する。

補助事業ポータルの入力、書類印刷

- 補助事業ポータルの入力必須項目を全て入力する。内容に不備がないことをよく確認し、データを確定する。
- 補助事業ポータルで作成した書類を全て印刷する。

全書類のファイリング

入手・作成した書類、及び補助事業ポータルから印刷した書類をまとめて、交付申請書(正本、副本)の2冊を作成する。

交付申請書類を郵送

SIIに交付申請書(正本)を郵送する。

＜提出期限＞ **2026年12月25日(金) 17:00必着 ※持込不可**

※ SIIへの直接持込は、受け付けることができません。
また、私書箱宛てになるため、宅配便はご利用できませんので、必ず郵便をご利用ください。
※ 上記期限はSII私書箱必着です。消印日ではありません。

SIIの審査を経て、交付決定へ

※ 以降の手順の詳細については、交付決定後、交付決定を受けた補助事業者に向けて案内があります。

申請に必要な環境、及び書類について

本事業における交付申請は、P.28以降の「提出書類一覧」で示された書類をファイルに綴じて郵送することで行います。
SIIが提供するシステム「補助事業ポータル」（以下「ポータル」という。）にログイン後、必要情報を入力して書類を作成（印刷）し、提出してください。
申請手続きを始めるにあたり、事前に準備が必要なPC環境、及び入手・作成する書類等は、以下のとおりです。

＜PC環境（ポータルログイン用）＞

- 推奨環境は、以下のとおりです。

- ソフトウェア	：	Adobe Reader等のPDF閲覧ソフト
- 推奨ブラウザ	：	Google Chrome 最新バージョン

- **ポータルにログインするには、SIIが発行する「アカウント」が必要です。**
 アカウントの取得手順、及びポータル操作方法の詳細については、別途公開の「（別冊）補助事業ポータル」を参照してください。

＜申請時の根拠となる書類＞

- 役所等外部から入手するもの、SIIが定める指定様式で作成するもの等があります。
 また、条件に該当する場合のみ提出が求められるものもあります。
- 詳細については、「第3章 提出書類の入手・作成」を参照してください。

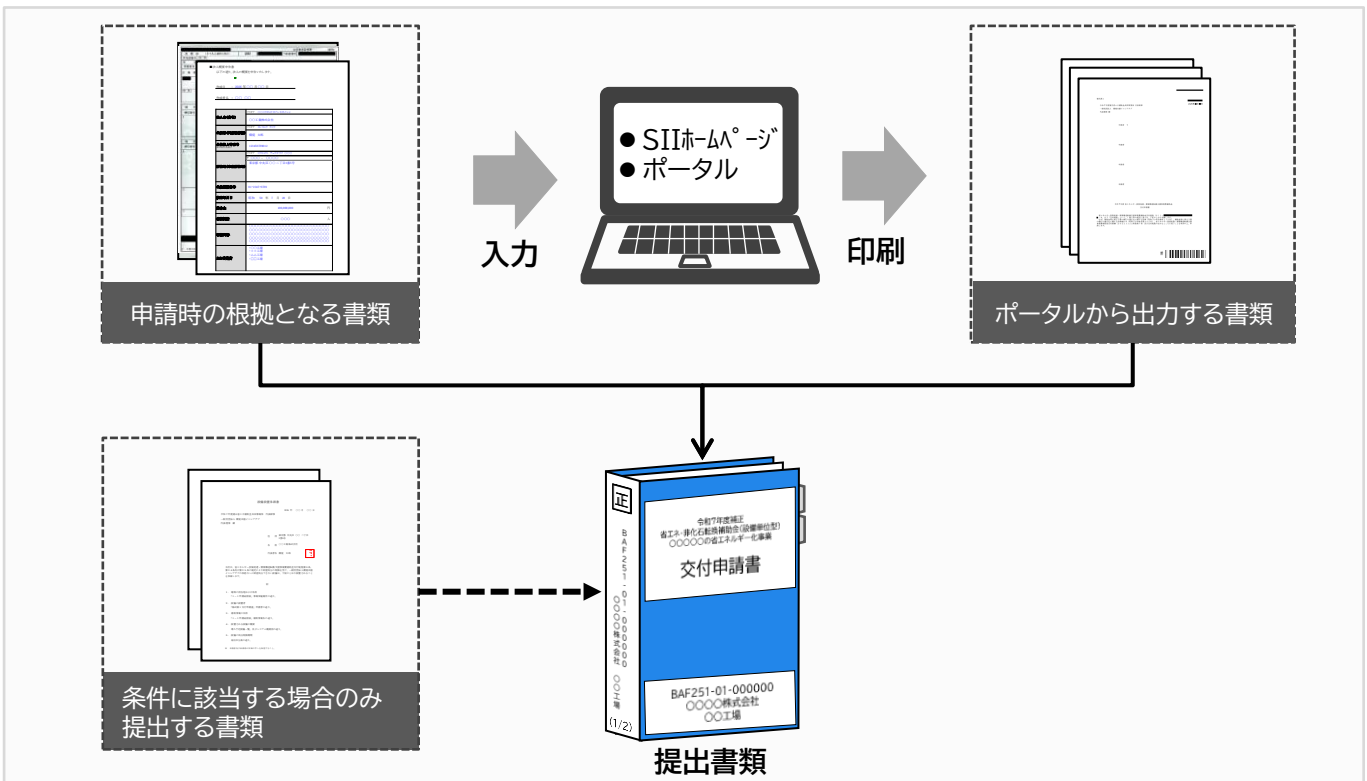
＜ポータルから出力する書類＞

- ポータルに入力したデータを基に、申請書類を作成、印刷するものです。
 詳細については、別途公開の「（別冊）補助事業ポータル」を参照してください。

＜書類提出時に必要なファイル＞

- A4判、全書類を綴じることができる厚さの2穴タイプ、耐久性があり背表紙があるものを用意してください。

【ポータルと提出書類との関係イメージ図】



1-2 公募要領の確認

申請にあたっては、公募要領（及び本事業の交付規程）をよく確認してから手続きを開始してください。
以下に、公募要領の中で、交付申請の手続きに関連する項目の記載箇所を示します。

特に確認すべき公募要領の参照箇所

● **本事業の補助対象となる事業・事例、設備、及び経費**

対象	確認事項	公募要領 参照箇所
補助対象事業	補助金交付の対象となる事業の要件	• 1-4.補助対象事業 • 1-6.省エネ法特定事業者等の要件について • 1-9.複数年度事業
	補助対象と認められない場合	• P.14「補助対象事業と認められない場合」
補助対象設備	補助を受けられる設備及び要件	• 6-1.（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型[更新・改造事業] • 7-1.（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型[新設事業] • 8-1.（Ⅳ）エネルギー需要最適化型 • 別表1「指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」（P.96以降）
補助対象経費	補助を受けられる経費の範囲	• 1-10.補助対象経費
補助金額	本事業の補助金額	• 1-11.補助率及び補助金限度額

● **本事業の補助対象となる事業者、及び申請手続きを行える者**

対象	確認事項	公募要領 参照箇所
補助対象事業者	交付申請をする者の要件（本事業による補助を受けられる者）	• 1-5.補助対象事業者
申請手続きを行える者	補助事業者	• 1-5.補助対象事業者
	共同申請者	• 1-5.補助対象事業者（P.16③、P.20、P.21） ※ 本書「1-6 共同申請について」も併せて確認してください。

● **本事業への申請単位** ※公募要領と併せて、本書「1-3 申請単位について」も参照してください。

要件項目	確認する内容	公募要領 参照箇所
基本の申請単位	原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位	• 1-7.申請単位

● **省エネルギー効果の考え方**

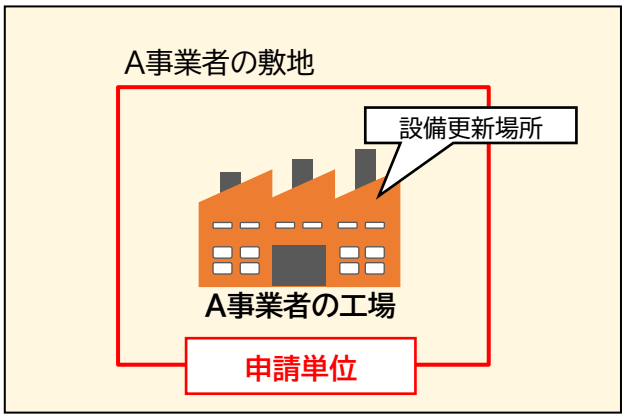
➡ 公募要領の「6-4.（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型 [更新・改造事業]の申請要件」、「6-5.省エネルギー効果について」、「7-4.（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型 [新設事業]の申請要件」、「7-5.省エネルギー効果について」を参照してください。

1-3 申請単位について ※公募要領「1-7.申請単位」参照

申請単位について説明します。

基本の申請単位について

本事業における申請単位は、**原則「エネルギー管理を一体で行う事業所単位」**となります。
「エネルギー管理を一体で行う事業所単位」とは、事業所内で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを把握している範囲を指します。



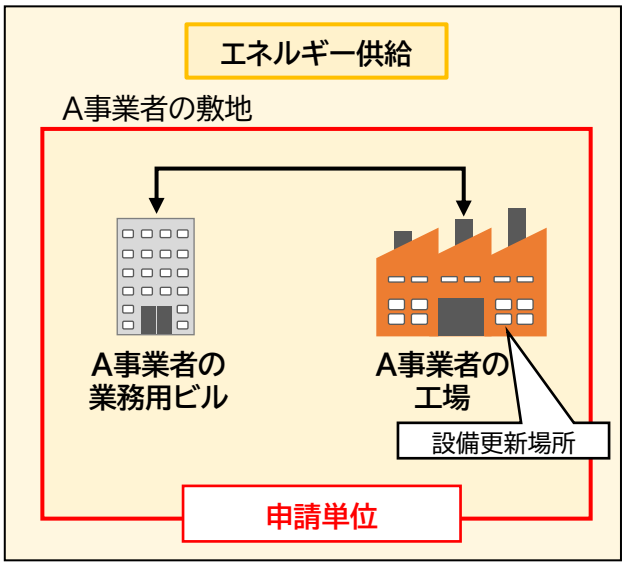
省エネ法に基づき、定期報告書を提出している場合

定期報告書内の事業所単位で申請してください。

定期報告書を提出していない場合

電気・ガス・油等のエネルギー契約を行う事業所単位で申請してください。

※ エネルギー管理を一体で行う事業所が、複数の事業者の共同管理である場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請としてください。また、導入設備の所有者と使用者が異なる場合、設備の所有者と使用者による共同申請としてください。



敷地内に複数の建物がある場合

【例】
工場と業務用ビルが敷地内に併設され、両方の建物のエネルギー使用量を一元的に管理している場合。

工場（設備更新を実施する建物）と業務用ビル（設備更新は実施しない建物）を含む敷地内全てが、申請単位となります。

1-4 申請パターンについて ※公募要領「1-8.申請パターン」参照

本項では、申請する事業区分の決定方法、申請する際の注意事項について、説明します。

申請パターン

本事業は、以下の申請パターン表に記載の2パターンに分かれます。
また、2つのパターンに(Ⅳ)エネルギー需要最適化型と組み合わせて申請が可能です。
※ (Ⅳ)と組み合わせる場合も1つの補助事業として計画し、1通の交付申請書を作成してください。

- **申請パターン表**

	類型	区分
①	(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型	更新/改造
②	(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型	新設

＋

(Ⅳ)エネルギー需要最適化型

申請要件の公募要領内の参照先

◆ 事業区分(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型[更新・改造事業]
- 1-4.補助対象事業
- 6-4.(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型 [更新・改造事業]の申請要件
- 6-5.省エネルギー効果について

◆ 事業区分(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型[新設事業]
- 1-4.補助対象事業
- 7-4.(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型 [新設事業]の申請要件
- 7-5.省エネルギー効果について

◆ 事業区分(Ⅳ)エネルギー需要最適化型
- 1-4.補助対象事業
- 8-5.申請要件
- 別表3「エネルギー需要最適化型におけるシステム機器要件」

事業区分(Ⅱ)及び事業区分(Ⅳ)を組み合わせて申請する際の注意事項

事業区分(Ⅱ)及び事業区分(Ⅳ)を組み合わせて申請する際は、以下の点にご注意ください。

※ 本章で説明する「(c)指定設備」とは、事業区分(Ⅱ)の指定設備のことを指し、「(d)EMS機器」とは事業区分(Ⅳ)の要件を満たす設備のことを指します。

(d)EMS機器

- 補助対象設備としてSIIが登録、及び公表した(d)EMS機器を導入する場合において、(Ⅳ)エネルギー需要最適化型の要件を満たす場合、申請が可能となります。

見積について

- 見積書は(c)(d)の導入設備区分毎に取得し、補助対象経費と補助対象外経費については、明確に分けて記載してください。
- 「(c)指定設備」の見積については、P.21以降を参照してください。
 ※「(d)EMS機器」の見積については、参考見積でも可能です。

ファイリングについて

- 提出書類のファイリングの順番は、「提出書類一覧」の文書番号の順でファイリングしてください。「提出書類一覧」は、P.28～29を参照してください。
- 事業区分(Ⅱ)及び事業区分(Ⅳ)を組み合わせて申請する際は、1つのファイルにまとめてファイリングしてください。

(Ⅳ)エネルギー需要最適化型の省エネルギー効果について

EMS制御効果と、EMSを活用した運用改善効果の考え方は、公募要領P.71を参照してください。

＜留意事項＞

- SIIが指定した「EMSのシステム要件」を満たし、あらかじめSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているものとする。
- EMSプログラム変更や設定値の変更等による効果は、EMS制御による省エネルギー効果に含むこと。
- EMS機器を活用した省エネ計画による改善の成果を報告し、公表すること。

1-5 みなし大企業の定義の整理

※公募要領「1-5.補助対象事業者」－「企業体の定義」参照

本補助金では中小企業者のうち、以下に該当する場合は「みなし大企業」と定義します。

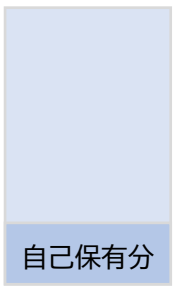
- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接、又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。
 ※ ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は適用しない。

 point 資本金、又は出資金が5億円以上の法人でも、従業員数が業種別の中小企業の条件を満たす場合を指します。

- 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年、又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者

＜みなし大企業の定義の整理（前提）＞

- 「直接又は間接に100%の株式を保有される」は完全支配関係があるとみなす。
- 「100%の株式を保有される」とは、当該法人の発行済株式のうち、自己保有分を除く株式を全て保有されることを指す。



発行済株式

補助事業者aの自己保有分の発行済株式以外の株式
→ これらを法人bが全て保有している場合は、
「法人bは補助事業者aの100%の株式を保有」しています。

なお、以下に該当する発行済株式の割合が5%未満の場合は、自己保有分とは別に定義が係る範囲（保有される範囲）から除きます。

- 株式の取得を目的とした組合（構成員は当該法人（補助事業者a））の株式
- 新株予約権の行使によって取得された当該法人の株式

※ 法人税法施行令 第四条の二 2より

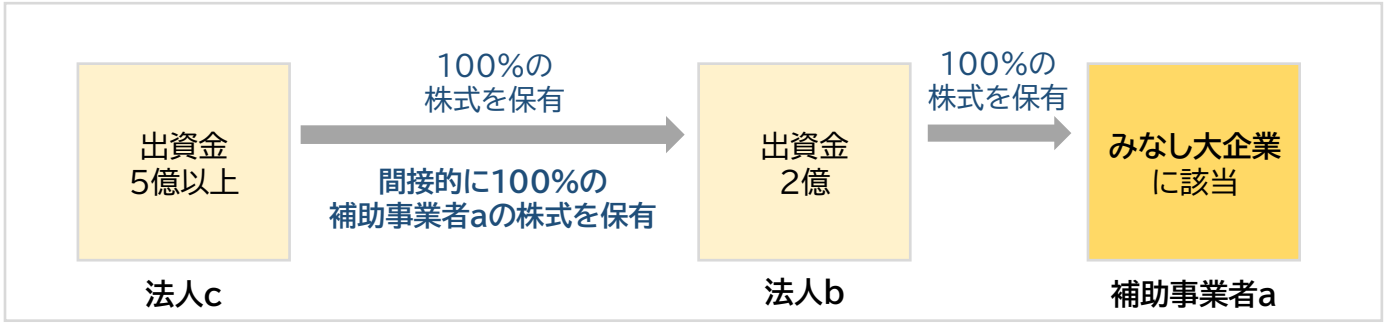
＜みなし大企業の定義の整理① ＞

資本金又は出資金が5億円以上の法人に、直接100%の株式を保有されている場合はみなし大企業となる。

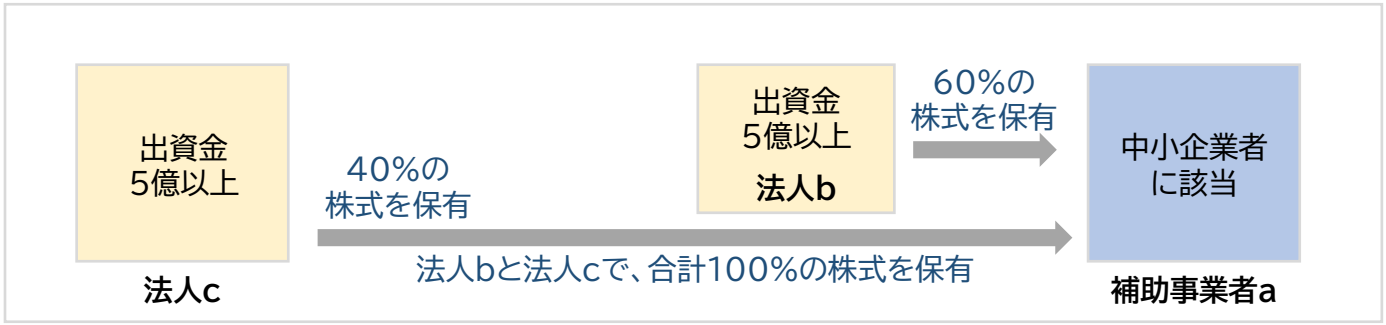


法人b **補助事業者a**

＜みなし大企業の定義の整理②＞
資本金又は出資金が5億円以上の法人に間接に100%保有されている場合、その階層が幾重であっても100%保有とみなせる場合はみなし大企業となる。



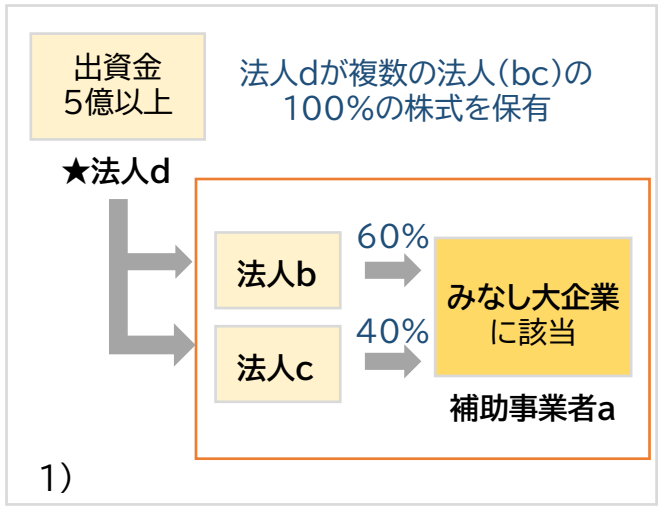
＜みなし大企業の定義の整理③＞
「資本金又は出資金が5億円以上の法人」という条件を満たす複数の法人に合計100%の株式を保有されている法人はみなし大企業とはならない。

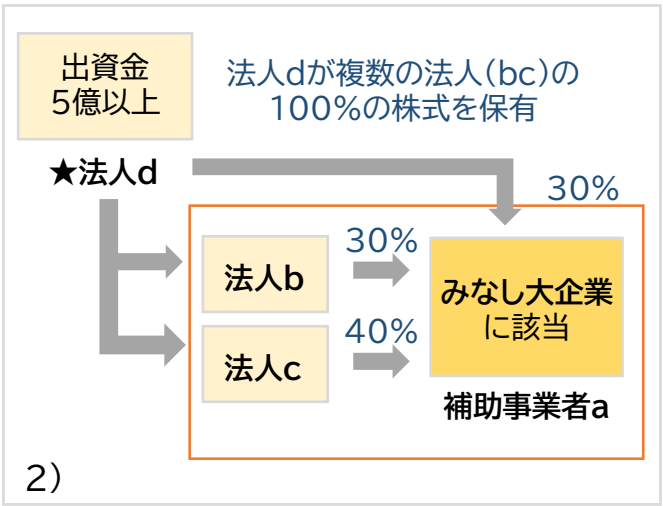


＜みなし大企業の定義の整理　④＞
ただし、合計100%の株式を保有する複数の法人が、以下に該当する場合はみなし大企業となる。

1) 条件を満たす法人(★)と直接完全支配関係にある場合
2) 1)を満たし、かつ条件を満たす法人(★)及び複数の法人が、この法人(補助事業者a)と直接完全支配関係にある場合

point 2)の場合、法人bcdで合計で100%の株式を保有する





1-6 共同申請について

※公募要領「1-5.補助対象事業者」－「共同申請に該当する申請」参照

共同申請は、交付決定を受けてから補助事業の完了まで、及び補助事業の完了後も処分制限期間の間、共同で補助事業を実施します。共同申請の主な該当ケース、及び該当しないケースを以下に示します。
詳細については、公募要領P.20～21「共同申請に該当する申請」「共同申請に該当しない申請」を確認してください。

共同申請に該当する主なケース

- 導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合
 ※ リース事業者、及びESCO事業者を利用して申請する場合等
- 複数の事業者の事業所でエネルギーを一体管理している場合

共同申請に該当しない主なケース

商業用ビル等にて店子として事業を行っている場合の例

原則、建物・設備の所有者が申請者となります（下表の①）。ただし、設備所有者とエネルギー管理者が異なる場合（下表の②）は、エネルギー管理者も共同申請者として申請してください。また、建物所有者と設備所有者が異なる場合（下表の③、④）は、設備所有者が申請者となります。
※ 共同申請に該当しないケースは公募要領P.21「共同申請に該当しない申請」も併せて確認してください。

＜申請（単独・共同）の例と提出書類＞

No.	建物所有者	設備所有者	エネルギー管理者	設備使用者	単独/共同	申請者	提出書類
①	ビル所有者	ビル所有者		店子	単独申請	ビル所有者	店子との契約書等の写し
②		ビル所有者	店子	店子	共同申請	ビル所有者 店子	-
③		店子		店子	単独申請	店子	設備設置承諾書（※）
④		店子		他のエネルギー使用者	単独申請	店子	① 設備設置承諾書（※） ② 店子と他のエネルギー使用者との契約書等の写し

※ ビル所有者が、所有の建物等に店子による設備設置を承諾する書類で、ビル所有者の押印が必要です。
詳細については、P.60「添付23 設備設置承諾書」を参照してください。

信託財産として設備を導入する場合

導入する補助対象設備の所有者が信託会社である場合

設備の所有者である「信託会社等（受託者）」、「投資会社等（受益者）」、等、信託に関わる全ての者による共同申請を行ってください（「投資会社等（受益者）」を共同申請の範囲に必ず含めてください）。

※ 導入する補助対象設備の所有者が信託会社等である場合、店子が信託会社等から設備設置承諾書を取得して単独で申請を行っても、受け付けることはできません。ご注意ください。

※ エネルギー使用量を「設備の使用者」のみが把握している場合は、「設備の使用者」を含め、共同申請を行ってください。

※ 導入する補助対象設備が信託財産となるかわからない場合、事前にSIIに連絡してください。

導入する補助対象設備の所有者が店子である場合

上記「共同申請に該当しない主なケース」内の表＜申請（単独・共同）の例と提出書類＞③、④の場合と同様に、店子を申請者としてください。

導入する設備が信託財産となるか分からない場合

SIIに事前に連絡してください。建物のみ信託財産となる場合は、別途書類提出いただく必要があります。

本事業におけるリース契約の考え方

本事業において、リースを利用して設備を導入する場合、リース契約の要件は、以下のとおりです。

＜リース契約の要件＞

- リースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者等による共同申請を行い、リース事業者は1申請につき1社とすること。
 ※「設備使用者」･･･補助対象設備を実際に使用、及び管理する事業者のこと。
- 同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入を併用しないこと。
- リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約、及び割賦契約と判断される場合は対象外とする。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料・保険料・税金等を明示する書類）を提示すること。
- 補助対象設備を処分制限期間、使用することを前提とした契約であること。
 なお、処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象とする。

※ 地方公共団体等が実施する公募型プロポーザル方式において、既に公募が行われ、公正な審査により、設備が交付申請時に選定されていると認められる場合は、必ずしも3者見積を課さない。
ただし、以下の資料の写しを添付してください。

① 提案募集要項（地方公共団体作成）
② コンペ等への参加表明書かがみ
③ 審査結果通知、審査結果が公表されているもの（ホームページ等）
④ グループ構成表
⑤ リース契約に関する保証書、覚書

＜リース料金計算の考え方＞

本事業におけるリース料金計算についての考え方の例は、下図のとおりです。書類作成時に参考にしてください。

本事業におけるリース料金計算

補助対象経費から、補助金の額を差し引いた経費を算出します。	補助金の額を差し引いた経費から金利・手数料等を算出します。	リース対象費用の元本に金利・手数料等、保険料・諸税等を含めた全ての金額がリース料金の総額になります。

※ リース料金に補助対象外経費が含まれる場合は、補助金の額を差し引いた金利・手数料等を算出してください。

1-7 複数年度事業について

※公募要領「1-9.複数年度事業」参照

5次公募では、複数年度事業のみの公募を実施します。

複数年度事業は、単年度での実施が困難な事業であって、年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画を提出する必要があります。
原則、複数年度事業は2027年4月以降に事業完了するものが対象となります。
なお、複数年度事業の場合であっても、事業区分(Ⅱ)/(Ⅳ)のいずれかの申請要件を満たす必要があります。
※ 本補助金では、国庫債務負担行為を活用し、複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応できる制度とし、複数年度事業を支援します(最大で2年事業)。

支払いについて
各年度事業実施分の前払い等を行う場合は、各年度内で支払い金額相当の成果品があること(材料の購入のみは不可)。
※ 前払いに対する成果物が年度をまたぐ場合は、あらかじめSIIに相談してください。
※ 補助対象経費の支払いが発生しない年度を含む計画においても申請は可能です。

● 補助対象経費、補助金について

- 最終年度まで事業を継続すること。
 ※ 最終年度の完了までに事業を取りやめた場合は、既に交付した補助金の返還が必要となることがある。

● 工事範囲等について

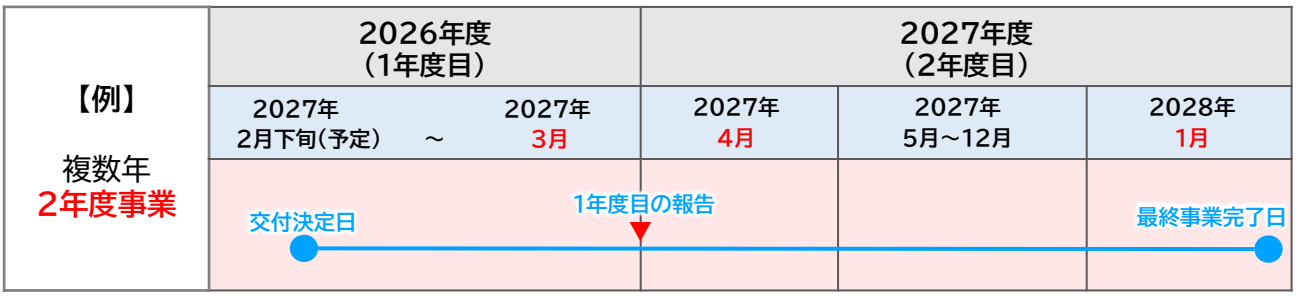
- 実施年度別の事業範囲を明確にするため、初年度から最終年度までの年度毎の工事範囲がわかるように記載すること。
 ※ 各年度の「事業スケジュール」を提出してください。

● 組み合わせ申請時の留意事項

- 事業区分(Ⅱ)と事業区分(Ⅳ)を組み合わせて申請した場合、事業全体の補助金上限額は設備単位型とエネルギー需要最適化型、それぞれの上限額の合計額となる。

● 事業期間について

- 1年度目　:交付決定日 ～ 2027年3月31日(水)
- 2年度目　:2027年4月1日(木) ～ 2028年1月31日(月)



1-8 問合せ窓口担当について ※公募要領「9-3.申請手続」参照

申請を行う者は、手順に沿って不備なく申請するように努めてください。
なお、審査上の不備の訂正等でSIIから問い合わせを行う際の問い合わせ窓口担当を明記してください。
問い合わせ窓口の担当者は、申請内容を十分に把握し、求めに応じて速やかにご対応いただくようお願いします。

申請者の対象業務

申請者の対象業務は以下のとおりです。

＜申請者が作成する書類＞

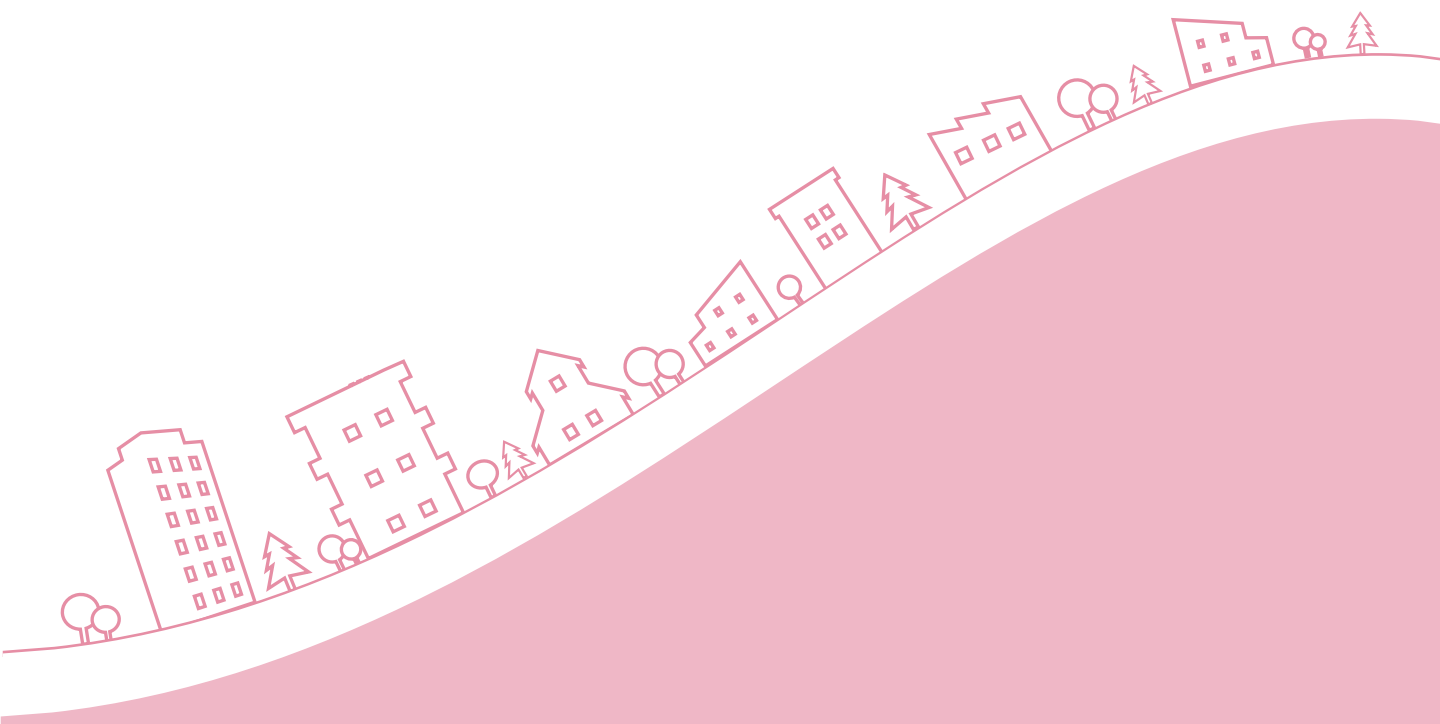
① 交付申請書
② 補助事業計画変更承認申請書
③ 補助事業事故報告書
④ 補助事業実績報告書
⑤ 精算(概算)払請求書
⑥ 補助事業年度末実績報告書
⑦ 成果報告書
⑧ その他SIIが指示する手続き

＜申請者及び問い合わせ窓口担当者の責務及び不正行為に対する措置の責務、及び不正行為に対する措置＞

- 申請者は、省エネ計算や省エネ型設備の情報等、専門的な部分について、販売事業者やエネマネ事業者と十分に連携し、不備や不足等がないように申請手続きを行うこと。
- SIIが、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るために問い合わせ窓口担当者に対して協力を求めた場合は、これに応じること。
- 手続きを虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合、SIIは必要に応じて調査を実施する。不正行為が認められたときは、SIIが実施する全ての補助金について一定期間の問い合わせ窓口担当の停止や、問い合わせ窓口担当者の名称及び不正の内容の公表等の措置を講じることがある。

第2章

事業区分(Ⅱ)における概要と見積について



2-1 補助対象設備、及び省エネルギー計算

(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型について [更新・改造事業]

●補助対象設備について

事業区分(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型の補助対象設備は、令和7年度補正予算省エネ・非化石転換補助金(設備単位型)において(Ⅲ)設備単位型で登録されている(c)指定設備のうち、以下の設備区分に該当する設備に限ります。
なお、GX要件を満たしたメーカーの設備である必要はありません。

②産業ヒートポンプ ③業務用ヒートポンプ給湯器 ④高性能ボイラ
⑤高効率コージェネレーション ⑥低炭素工業炉

上記の設備区分以外で、「その他SIIが認めた高性能な設備」のうち、電化・脱炭素燃転に資するとして指定された設備も対象となります。

※ 対人空調のみに使用する高効率ヒートポンプ設備は補助対象外となります。
※ 水素燃焼を行うために設備を改造する事業は、上記の設備区分以外の設備も認められます。

●(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型の対象となる事業

① 電化に該当する事業
石炭・石油・ガス等の化石燃料を使用する設備から、電気を使用する設備へ更新する事業。

② 脱炭素を目的とした燃料転換に該当する事業
石炭・石油等の化石燃料を使用する設備から、より低炭素なガス等の燃料を使用する設備へ更新する事業。

③ 水素燃料の利用を目的として、既存設備を改造する事業
石炭・石油・ガス等の燃料を使用する既存設備を、水素を燃料として専焼又は混焼が可能な仕様へ改造する事業。
※ 上記②③において、水素を燃料として使用することを前提とした事業計画においては、設備の仕様として専焼又は10%以上(体積比)の混焼が可能な設備が対象となります。

<電化以外で対象となる燃料転換 例>

既存設備の燃料	導入設備の燃料
原油、揮発油、灯油、軽油、A重油、B・C重油、石油コークス、石炭(原料炭、一般炭)、石炭コークス 等	水素、液化天然ガス(LNG) LPG、都市ガス 等
原油、揮発油、灯油、軽油、A重油、B・C重油、石油コークス、石炭(原料炭、一般炭)、石炭コークス 等	非化石燃料の内、木質バイオマス、水素 等 ※ 廃プラスチック、化石由来の廃油は対象とならない
液化天然ガス(LNG)、LPG、都市ガス 等	

※ 設備更新では、既存設備の一部のみ電化・燃転する事業は対象に出来ません。
※ プロセス全体としてエネルギー使用量を削減することを目的として、既存設備のボイラ等と併用し、高効率設備(産業ヒートポンプ、高効率コージェネレーション、水素対応設備に限る)を新たに導入する事業についても対象となります。
※ 中小企業者等が実施する事業、又は水素燃料の利用を目的とし既存設備を改造する事業に限り、補助対象設備に係る工事費は補助対象となります(運搬費含む)。

●省エネルギー効果について

申請者が各自の計算ロジックで省エネルギー量を算出してください(独自計算)。ポータルに導入予定設備の稼働時間等を入力することによって、設備(型番)ごとに自動的に計算される指定計算での申請は出来ませんのでご注意ください。

（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型について［新設事業］

●補助対象設備について

（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型[新設事業]の補助対象設備は、指定設備のうち、水素燃料を活用する設備です。
なお、GX要件を満たしたメーカーの設備である必要はありません。
設備の仕様として専焼又は10%以上（体積比）の混焼が可能な設備が対象となります。

●（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型の対象となる事業

事業区分（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型[新設事業]の補助対象設備は、令和7年度補正予算省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）において新たに事業活動を開始する新設の事業所又は、既存の事業所において、水素燃料を活用する設備を新設する事業が対象となります。

●省エネルギー効果について

事業計画に基づき、水素燃料の使用量を算出して申請してください。
省エネルギー効果等については、公募要領P.62を参照してください。

省エネルギー量計算について

ユーティリティ設備の省エネルギー量計算（独自計算）の概要については以下を確認してください。
計算方法の詳細については別途公開の「省エネルギー量計算の手引き」を参照してください。

① **計算式や使用する数値を事業者が独自に設定**し月別に省エネルギー量を計算する方法。

※ 計算過程説明書の提出が必要です。詳細については、別途公開の「省エネルギー量計算の手引き（ユーティリティ設備）【独自計算】」P.7を参照してください。
※ 第三者にもわかるように独自計算の考え方を示し、計算に用いる数値の根拠について記載してください。

② **SIIが指定する計算式**を用いたSII省エネ計算フォーマット（Excelファイル）を使用して計算する方法。
導入予定設備の「仕様・能力」は、製品型番登録された値、もしくはカタログ等から把握できる値を使用し、独自で設定可能な負荷率、稼働時間等から省エネルギー量を計算する。

※ 負荷率、稼働時間の根拠を示す証憑の提出が必要です。
※ 上記フォーマットはSIIのホームページからダウンロード可能です。
ダウンロード方法については、P.30「指定様式のダウンロード」を参照してください。

※ 独自計算を使用して計算した既存設備、及び導入予定設備それぞれの計算結果が適切な値であることを必ず確認してください。特に、既存設備の計算結果については、事業所全体のエネルギー使用量を示す検針票・請求書等の実績値と比較し、事業所全体に対する割合が適切か確認してください。

2-2 見積の取得

事業区分(Ⅱ)における見積の取得について説明します。

本事業を活用して導入する設備を選定するために、メーカーや販売事業者(以降、メーカー、及び販売事業者を「販売事業者」という。)に見積を依頼します。見積を依頼する際は、見積仕様を提示してください(※)。
※見積仕様の例:納期、支払条件、数量等

特定メーカー又は機種を指定しての見積取得を認めますが、異なる販売事業者3者に見積依頼・競争入札等を行ってください。
申請者から販売事業者に見積を依頼する際は、導入する設備区分とともに、必ず公募要領に記載された設備要件を提示して、3者以上の販売事業者に依頼してください(3者見積)。

- 必ず公募要領の以下内容を確認し、SIIが定めた範囲、及び基準を満たす設備の見積書を作成・取得してください。
 - P.52「6.各事業区分の概要(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型(更新・改造事業)」
 - P.60「7.各事業区分の概要(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型(新設事業)」
 - P.96以降の別表1「指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」に記載の設備要件、及び補助対象となる設備の範囲(対象範囲)
- **契約・発注行為は、交付決定を受けた後で行ってください。**

見積取得における注意事項

以下に、見積依頼時(販売事業者には「見積作成時」)の注意事項を示します。
必ず申請者と販売事業者とで共有し、本事業の要件を満たす見積を取得し、3者分の見積書を提出してください。

- 見積時に工事の請負先が必要な資格等を有する事業者であることを確認してください。
- **契約・発注は交付決定後に実施**してください。
 交付決定前に既に発注等を完了させた事業については、補助金の交付対象とはなりません(公募要領「10-1.補助事業の開始」参照)。
- 見積を取得する際には、併せて製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を取得してください。
- **見積は設備区分毎に取得**してください。
- 見積依頼先に同一資本関係にある法人(関係会社等)が含まれる場合は、必ず同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得してください。

P.23以降に、見積書例と、作成時の注意事項を示します。見積取得時に販売事業者に共有してください。

2-3 見積の確認

3者見積、及び製品カタログ等の取得

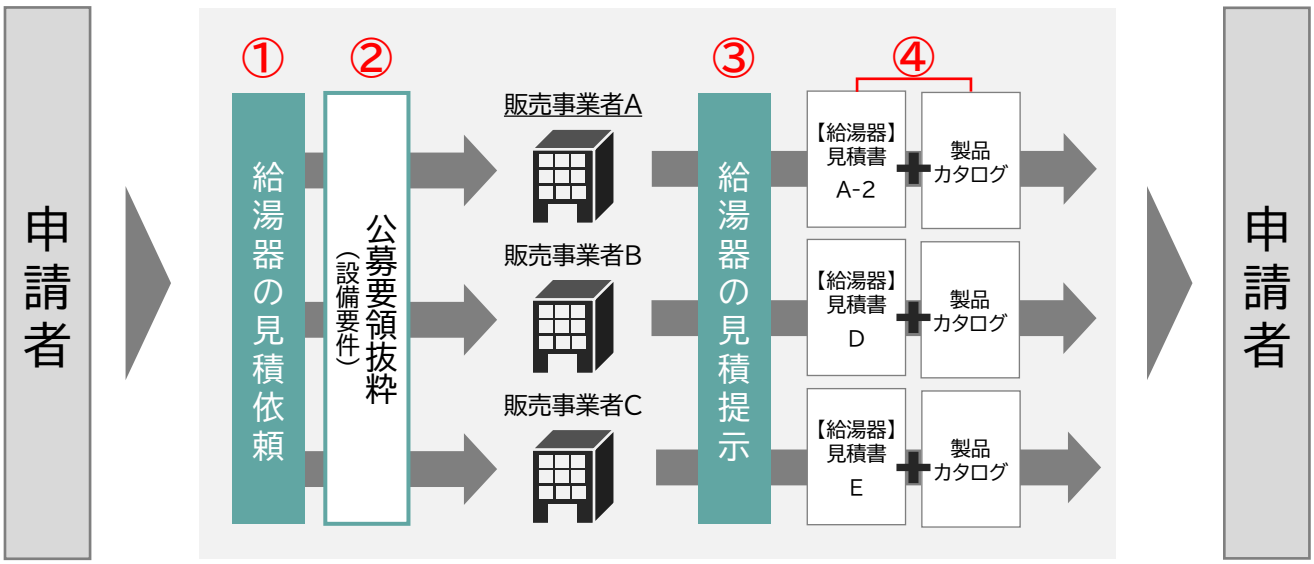
① 申請者から販売事業者に対する**3者見積は、必ず設備区分毎に行ってください。**

② 依頼の際は必ず公募要領に記載の設備要件を提示し、SIIが定めた範囲、及び基準を満たす設備を選定して見積書を作成するように、各販売事業者に説明してください。

③ 販売事業者は、必ず**設備区分毎に見積書を作成**してください。

④ 販売事業者は、見積書とともに、必ず見積書に記載の設備の製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を併せて提供してください。

＜3者見積の依頼と対応＞



⚠ **必ず設備区分毎に見積書を取得してください。**

2-4 見積書の取得・作成時の注意事項

見積書の取得・作成時の注意事項を示します。「見積書例」における数字は、次ページの「取得した見積書の確認ポイント」の「No.」に対応しています。各項目をよく確認し、不備のない見積書を取得してください。
※ 見積書は設備区分毎に取得してください。
※ SIIが提供する見積書の雛形を使用する場合は、SIIのホームページから「c-2-3-1 見積書(3者分)」をダウンロードしてください。

【c-2-3-1】見積書 例

ボイラ(ユーティリティ設備)の場合

御見積書

sample

②〇〇工業株式会社　御中

見積番号 ： 12-3456
2026年 〇月 〇日 ④

③ 補助事業名 ： 〇〇工場の省エネルギー化事業
件名 ： 〇〇ボイラの導入 ①

株式会社〇〇製作所
〒000-0000
東京都 中央区 〇〇
二丁目3番5号
営業部
共創 太郎

所 〇株 〇式 製会 作社 印

見積合計金額

総計	¥	2,510,000
消費税(10%)	¥	251,000
御見積金額合計	¥	2,761,000

⑤ 納期 ： 2026年 〇月 〇日
受渡条件 ： 試運転完了後
御支払条件 ： 検収翌月末までに現金払い ⑦
⑥ 見積有効期限 ： 見積後〇日

⑨ ⑩

品名・名称	型番	数量	単位	単価	金額
1.補助対象経費					
■設備費					
【製品名】●●社 高性能ボイラNEO	NEW-BO1500	2	台	800,000	1,600,000
ボイラ本体及び付属品 標準マイコン 給水流量計組込 ガス流量計組込 感震装置組込					
小計 ⑫				A	1,600,000
■工事費 ⑪					
運搬費		1	式	500,000	500,000
値引き ⑬		−	−	−100,000	−100,000
小計 ⑫				B	400,000
2.補助対象外経費					
■設備費					
薬注装置	NEW−Y30	2	式	80,000	160,000
小計 ⑫				C	160,000
■工事費 ⑪					
撤去費		1	式	300,000	300,000
配線材・接続材		1	式	50,000	50,000
小計 ⑫				D	350,000
補助対象経費				A+B	2,000,000
補助対象外経費				C+D	510,000
総計					2,510,000

⑧

取得した見積書の確認ポイント

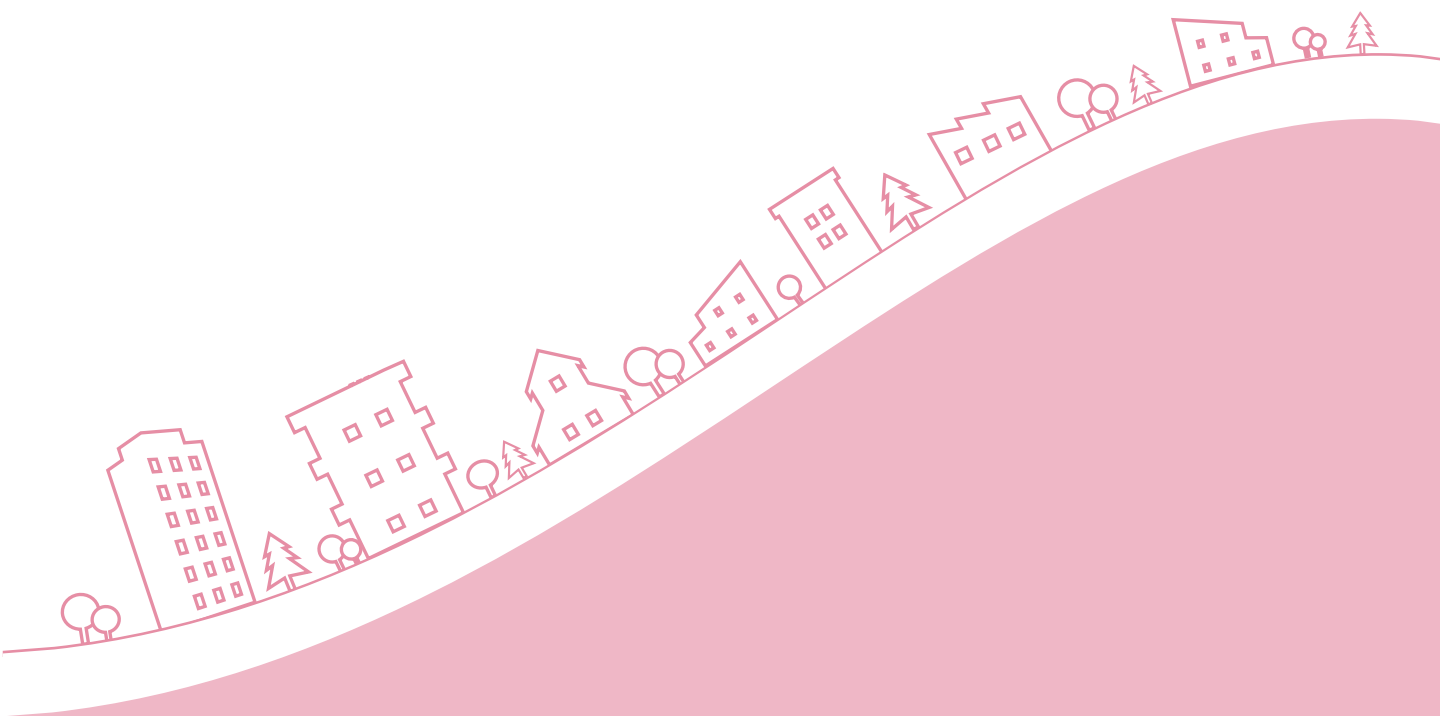
下表に沿って3者から取得した全ての見積書を確認してください。
確認の結果、漏れや誤りがあった場合は、販売事業者に該当箇所を伝え、再度見積を取得してください。

種別/No.		確認項目	確認するポイント	確認済
宛名・件名	①	設備区分毎に分けて3者以上の見積が作成されているか	・複数の設備区分を申請する場合、設備区分毎に見積書が作成されているか。(設備区分毎につき3者以上の見積書があるか)確認してください。	□
	②	宛名	・取得した見積書に記載の宛名が、交付申請者と一致しているか。	□
	③	補助事業名・件名	・取得した見積書に「補助事業名」、「件名」が記載されているか。	□
日付	④	作成年月日	・1次公募の公募要領公開日(2026年3月25日(水))以降に作成された見積であるか。	□
	⑤	納期	・納期が、本事業における「事業完了日」である2028年1月31日(月)までの日付で設定されているか。 ※「事業完了日」:導入した補助対象設備を検収及び事業に関わる補助対象経費の支払いが完了する日	□
	⑥	見積有効期限	・交付申請時点で有効(※)な見積書であるか。 ※ 見積有効期限が交付申請日を含んでいる状態	□
設備情報(金額・支払い)	⑦	支払条件	・**現金払い**であることが明記されているか。 ※「現金払い」は、金融機関による振込みとしてください(手渡し等は不可)。 ※ 割賦払いや手形払い等は認められません。	□
	⑧	補助対象経費と補助対象外経費	・補助対象経費と補助対象外経費が、明確に分けて記載されているか。 ・補助対象経費の品名・名称が公募要領P.101～107の対象範囲であるとわかるように記載されているか。 ・補助対象外経費は「設備費」と「工事費」が、明確に分けて記載されているか。	□
	⑨	導入予定設備の「メーカー名」、「製品名」、「型番」	・取得した見積書に記載された導入予定設備のメーカー名、製品名、型番が、SIIホームページの「『指定設備』の補助対象設備一覧」に掲載されているか。 ※ 掲載されていない場合は、SIIに連絡してください。 ・左記の各項目の記載が、製品カタログ等の記載と見比べて、文字列が一致しているか。	□
	⑩	導入予定設備の「数量」、「単位」、「単価」	・取得した見積書に記載された導入予定設備の「数量」、「単位」、及び「単価」が正しいか。 ・3者見積として適正な価格提示がなされているか。	□
	⑪	工事費	・該当する項目、及び金額が明確に記載されているか。 ※ 対象事業、又は企業体によって、工事費が補助対象経費になるかどうかが分かれます。中小企業者等が実施する事業、又は水素燃料の利用を目的とし既存設備を改造する事業に限り補助対象経費となります。 ※ 必要に応じて補助対象経費(工事費)の内訳(配管、配線の長さ等)の根拠がわかる図面等の提出を求める場合があります。	□
	⑫	項目毎の小計	・項目毎の小計が、補助対象、補助対象外に分けてそれぞれ記載されているか。 ※ 同じ項目名であっても、補助対象か否かが異なる場合は必ず分けて記載してください。	□
	⑬	値引きがある場合の記載	・値引きの記載がある場合、どの項目から値引きされているかが明示されているか(特に補助対象経費からの値引きか、補助対象外経費からの値引きか)。 ※ 原則、値引きの記載はせず、値引き後の単価・経費で記載してください。やむを得ず値引き項目を立てる必要がある場合は、個別の項目毎(設備費の場合は型番毎)に値引き額を記載してください。	□

※ 設備の仕様を記載する場合は、仕様の記載欄を設ける等、明確に本体・付帯設備との違いがわかるように記載してください。

第3章

提出書類の入手・作成



3-1 提出書類(添付資料)について

交付申請書における提出が必要な書類は、公募要領P.77～79提出書類一覧を確認し、作成をしてください。
提出書類一覧は、以下に分けて記載されています。

- 提出書類一覧(1)(添付資料)
- 提出書類一覧(2)(添付資料)

書類を作成する場合は、以下に留意してください。

- 提出する交付申請書類は片面印刷してください。
 SIIのホームページからダウンロードした指定様式を使用する場合、入力例等の赤字や赤枠は削除してください。また、青字は事業に合わせて記載し、黒字に変更してから出力してください。

提出書類の凡例

「提出書類一覧」では、提出が必要な書類を「様式の区分」、及び「導入設備区分毎の書類区分」で色分けして区分しています。
この凡例を以下に示します。次ページ以降も同じ凡例を使用して説明しているので参考にしてください。

様式の区分

ポータルから出力	数値や文章を「ポータル」内の該当箇所にデータを入力し、各種帳票を出力します。 ※ 入力方法、注意点等については、「(別冊)補助事業ポータル」を参照してください。
指定様式に記入	SIIのホームページから、指定様式(ワード又はエクセルデータ)をダウンロードして作成します。 ※ ダウンロード方法はP.30を参照してください。
自由書式	書式に指定はありません。 分かりやすくなるように工夫して作成してください。(特に図面等) ※ A3用紙を使用する場合は、右半面を折りたたんで、A4ファイルに綴じ込んでください。
定型	規定の書面を外部から入手する書類です。

導入設備区分毎の書類区分

c	(c)指定設備を導入する場合、提出対象となる書類です。
d	(d)EMS機器を導入する場合、提出対象となる書類です。

提出書類一覧(1)(添付資料)

●＝必須 ○＝該当申請のみ提出

条件に該当する場合のみ提出が必要な書類です。書類の説明はP.31以降を参考にしてください。

書類区分	文書番号	書類名称		導入予定設備別の提出要否 (Ⅱ) (c)	導入予定設備別の提出要否 (Ⅱ)+(Ⅳ) (c)+(d)	様式の区分
共通の提出書類	様式第1	交付申請書(かがみ)		●	●	ポータル出力
	様式第1	交付申請書(2枚目)		●	●	ポータル出力
	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額		●	●	ポータル出力
	別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額		●	●	ポータル出力
	別紙3	役員名簿		●	●	指定
	1-1	実施計画書(省エネルギー計画)	申請総括表	●	●	ポータル出力
	1-1(別紙1)		事業者情報	●	●	ポータル出力
	1-1(別紙2)		問合せ窓口担当届出書	○	○	ポータル出力
	1-1-2		資金調達計画	●	●	ポータル出力
	1-1-3		事業実施に関連する事項	●	●	ポータル出力
	1-2		所要資金計画(総括)	-	●	指定
	1-3		発注区分表(総括)	-	●	指定
	1-4		導入前後の比較図	-	●	指定
	1-5		新設備の配置図	-	●	自由
	1-6		事業場の全体図	-	●	自由
	1-7		事業スケジュール	●	●	指定
導入予定設備別の提出書類	c-2-1	c	事業概要 (c)指定設備	●	●	ポータル出力
	c-2-2		省エネルギー計算総括表	●※	●	ポータル出力
	c-2-2-1		エネルギー使用量計算書(設備毎/導入予定設備)	●※	●	ポータル出力
	c-2-2-2		エネルギー使用量計算書(設備毎/既存設備)	●※	●	ポータル出力
	c-2-3-1		見積書(3者分)	●	●	指定 / 自由
	c-2-6		導入予定設備一覧	●	●	ポータル出力
	d-3-1	d	事業概要 (d)EMS機器	-	●	ポータル出力
	d-3-2		EMS活用計画書	-	●	指定
	d-3-3		参考見積書(d)	-	●	自由
	d-3-4		新設備の配置図(d)	-	●	自由
	d-3-5		システム概要図	-	●	指定
	d-3-6		計測・制御対象一覧	-	●	指定

※ 新設事業の場合は提出不要。

提出書類一覧(2)(添付資料)　●＝必須　○＝該当申請のみ提出　「-」は不要

条件に該当する場合のみ提出が必要な書類です。書類の説明はP.31以降を参考にしてください。

書類区分	文書番号	書類名称	導入予定設備別の提出要否 (Ⅱ) (c)	導入予定設備別の提出要否 (Ⅱ)+(Ⅳ) (c)+(d)	様式の区分	
添付資料	添付1	会社情報(法人概要申告書)	●	●	指定	自由
	添付2	決算書	●	●	自由	
	添付3	中小企業者であることの宣誓書	○	○	指定	
	添付4	商業登記簿謄本　※個人事業主の場合は確定申告書	●	●	定型	
	添付5	補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本	●	●	定型	
	添付6	省エネルギー量計算の根拠資料	●	●	指定	自由
	添付8	エネルギー管理支援サービスの契約書案	-	○	自由	
	添付9	定期報告書の「特定第1表」の写し	○	○	定型	
	添付10	開示制度に参加していることを証する資料	○	○	定型	
	添付11	経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し	○	○	定型	
	添付12	省エネ診断報告書(表紙)の写し	○	○	定型	
	添付13	パートナーシップ構築宣言の写し	○	○	定型	
	添付14	中長期計画書の写し	○	○	定型	
	添付15	ベンチマーク改善に資することが認められる資料	○	○	定型	
	添付16	経営革新計画承認企業であることの承認申請書及び承認書の写し	○	○	定型	
	添付17	補助事業の実施体制	-	○	指定	
	添付18	対象設備に関するリース契約書案	○	○	指定	自由
	添付19	対象設備に関するリース料計算書	○	○	指定	自由
	添付20	ESCO契約書案	○	○	自由	
	添付21	ESCO料金計算書	○	○	自由	
	添付22	商業用ビル等の場合の証憑	○	○	自由	
	添付23	設備設置承諾書	○	○	指定	
	添付24	事業実施に関連する事項	○	○	指定	
	添付25	代替燃料確保の確証	○	○	自由	
	添付26	設備の製品カタログ／設備選定に関する資料	○	○	自由	
	添付27	令和7年度定期報告書の表紙及び「特定第4表」の写し	○	○	定型	
	添付28	パートナー金融機関による確認書	○	○	指定	
	添付29	GX要件を満たすことの表明書	●	●	指定	自由
	添付30	サプライチェーン取組に係る証憑	○	○	自由	定型

指定様式のダウンロード書類

前ページの表で「指定」とされている書類のフォーマット(SIIフォーマット)は、SIIホームページ内の本事業のページからダウンロードしてください。

- **ダウンロード手順**
 本事業のページで「公募情報」をクリックし、表示された画面を下方へスクロールして「申請様式一式」をクリックします。

- **必要な様式の選択**
 ダウンロードされたフォルダには、P.28～29の表で「指定」とされている提出が必要な書類が、まとめて格納されています(※)。
 下表を参考に、必要なファイルを選択して書類を作成してください。

 ※ 下表で、ダウンロードされるフォルダのファイル構成を示します。
 ここでは、格納されているフォルダと、各フォルダに保存されている主なファイル名を示します。



<ダウンロードされる指定様式一覧>

書類区分		フォルダ名	ファイル名
共通		01_共通	別紙3_役員名簿
			1-2_所要資金計画(総括)
			1-3_発注区分表(総括)
			1-4_導入前後の比較図
			1-7_事業スケジュール
事業区分別の提出書類	Ⅱ	02_(c)指定設備	c-2-3-1_見積書(3者分)(工事費対象)
			c-2-3-1_見積書(3者分)(工事費対象外)
	Ⅳ	03_(d)EMS機器	d-3-2_EMS活用計画書
			d-3-5_システム概要図
			d-3-6_計測・制御対象一覧
その他必要な添付書類		04_添付	公募要領P.77～79の添付資料のうち「指定」ファイルが格納されています。
			添付1_会社情報(法人概要申告書)
			添付3_中小企業者であることの宣誓書
			添付17_補助事業の実施体制
			添付18-19_リース契約内容申告書及びリース料金計算書
			添付23_設備設置承諾書
			添付24_事業実施に関連する事項
			添付29_GX要件を満たすことの表明書
		添付6	導入予定設備(c)用「省エネルギー量独自計算書」及び「水素対応設備の稼働計画書」ファイルが格納されています。
		添付28	「パートナー金融機関による確認書」ファイルが格納されています。

書類作成時の注意事項

全ての書類の入手・作成時に、特に注意していただきたい事項を記載します。
注意事項をよく読み、不備のない書類を提出してください。

＜第三者から取得する書類における不備対策について＞

- 販売事業者等、第三者から取得する書類は、あらかじめ本書の該当ページを情報共有する等し、不備のない状態で取得してください。

＜押印について＞

- **金融機関やその他第三者が関係する書類については、必要に応じて押印してください。**
- 押印した印の印影がかすれている場合や社名等が読み取れない場合は、正しい印が押されていても不備となることがあります。写し(コピー)を提出する場合で原本の印影が薄い場合は、コピーを濃くとる等、**誰のどのような印が押されているのかが明確に確認できる状態で提出**してください。

＜書類の訂正について＞

- 原則、書類の訂正を行う場合は、正しい内容の書類を再度入手し提出してください。
 再入手が困難な場合に限り、訂正箇所に二重線を引いたうえで、書類作成上の責任者の印を押して提出してください。
- ポータルより出力する書類については、訂正印による訂正は認められません。
 必ずポータルのデータを修正して書類を再度出力し、提出してください。

＜写し(コピー)を提出する場合について＞

- コピーした書類の文字、印影がはっきり読み取れる状態であることを確認のうえ、提出してください。
- 白黒コピーを使用し、カラーコピーは使用しないでください(原本かどうかが見分けにくくなるため)。
- 両面コピーではなく、必ず**片面コピー**としてください(裏面への写り込みを防ぐため)。

＜書類の提出＞

- 書類は**全てを1冊のファイルにまとめて、一度に提出**してください。
- 提出されたファイルに不備、不足があった場合は、全ての書類が不備なく到着するまでご対応いただく必要が生じます。書類の郵送前に、書類が揃っているか、また正しい内容で準備されているか確認してください。
- 審査の必要性等により、公募要領、及び本書で示した書類以外の書類を求める場合があります。
 あらかじめご了承ください。

＜提出された書類について＞

- 提出いただいた書類は、**原則返却しません(申請を取り下げた場合も含む)。**やむを得ない理由で返送が必要な場合は、**着払い**にて申請者に返送します。
- 必ず提出前に全てのページの写しをとり、提出物と同じ書類の順序でファイリングしたものを副本として1部保管し、SIIからの問い合わせ等に対応できるようにしてください。また、交付申請書提出後に修正等が生じた場合は、副本も併せて修正を行ってください。
- 作成した副本は、事業完了日の属する年度の終了後5年間必ず保管してください。



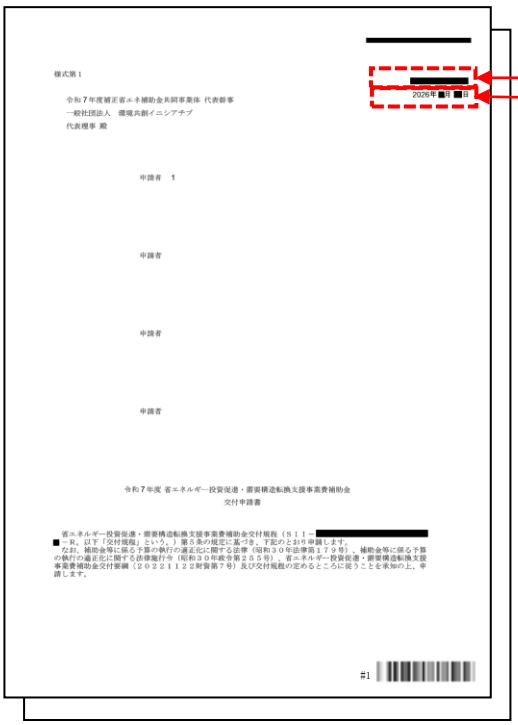
- 交付申請書類は、国庫を財源とする補助金の交付を申請する大切な書類です。
- 本書の説明、注意事項をよく読み、正しい内容の交付申請書類の提出をお願いします。

3-2 提出資料の詳細

【様式第1】交付申請書（かがみ）　ポータルから出力

＜併せて確認する書類＞

- 会社情報
- 商業登記簿謄本
- 補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本



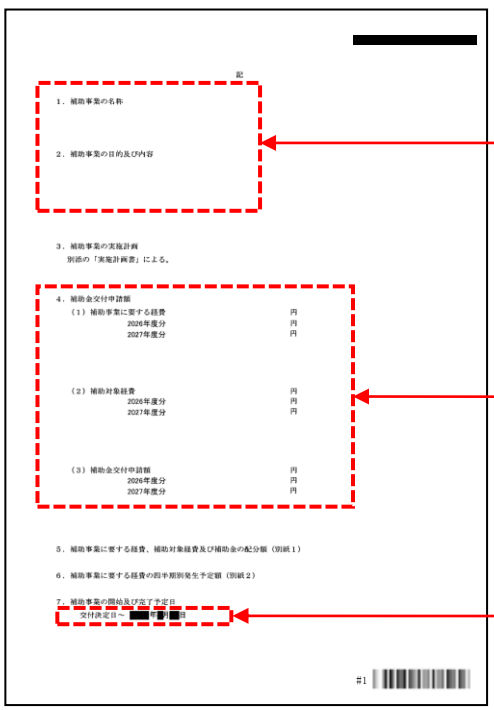
文書管理番号を付けた場合に、当該番号が印字されます。

「申請書登録 画面」で入力した日付が印字されます。

【様式第1】交付申請書（2枚目）　ポータルから出力

＜併せて確認する書類＞

- 見積書



内容に誤りがないか、確認してください。詳細については別途公開の「(別冊)補助事業ポータル」を確認してください。

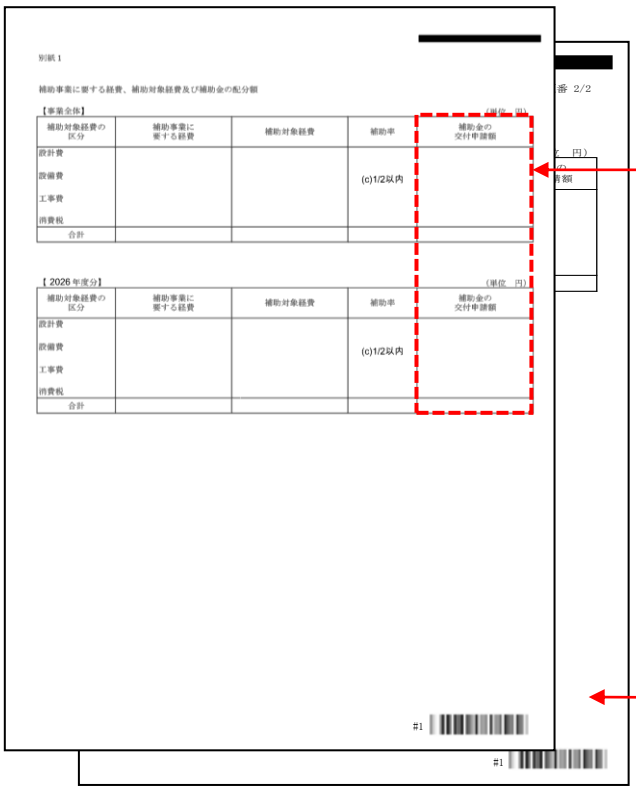
申請年度に合わせて金額が表示されます。

完了予定日が「2028年1月31日」以前に設定されているか確認してください。

【別紙1】補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額　ポータルから出力

＜併せて確認する書類＞

・見積書



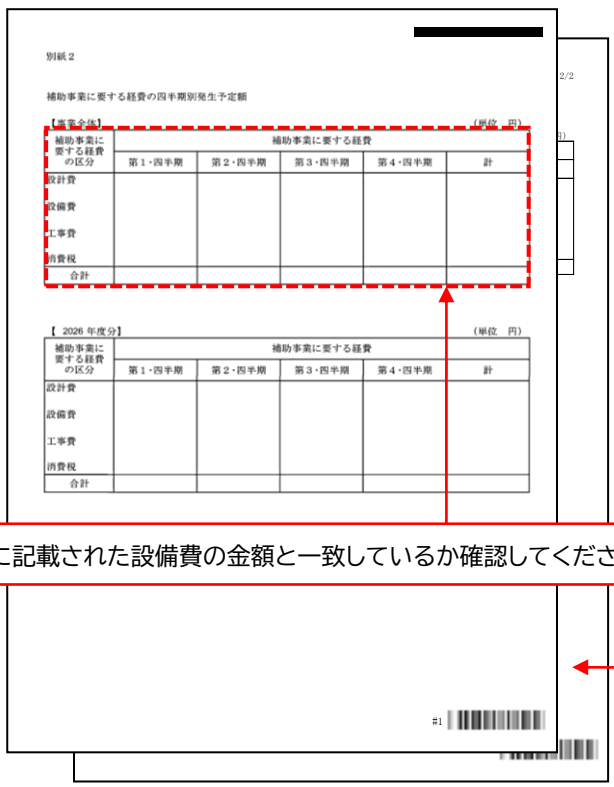
「補助金の交付申請額」の金額が印字されます。

2年度目の金額が2枚目に出力されます。

【別紙2】補助事業に要する経費の四半期別発生予定額　ポータルから出力

＜併せて確認する書類＞

・見積書



見積書に記載された設備費の金額と一致しているか確認してください。

2年度目の金額が2枚目に出力されます。

【別紙3】役員名簿　　指定様式に記入

＜併せて確認する書類＞
- 会社情報
- 商業登記簿謄本



別紙３

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日 和暦	年	月	日	性別	会社名	役職名
○○ 太郎	○○ 太郎	S	45	01	01	M	株式会社○○	代表取締役
○○ ハナコ	○○ 花子	S	45	12	24	F	株式会社○○	取締役営業本部長

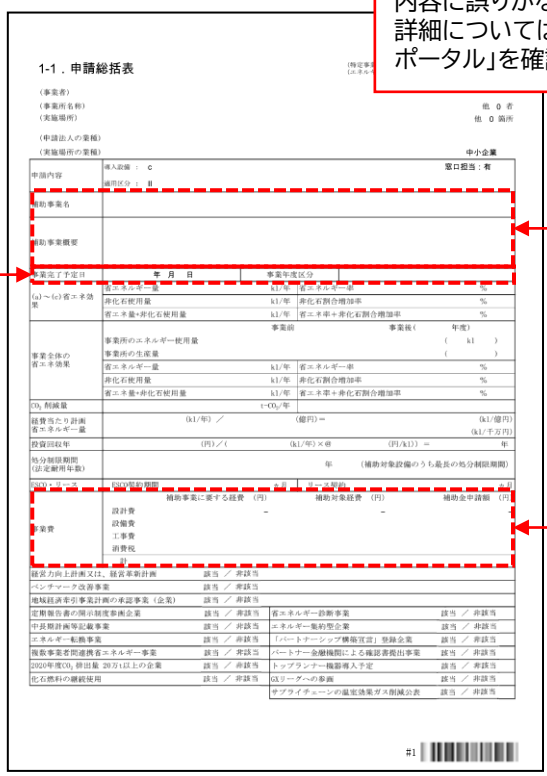
（注）
役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で１マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は２桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載すること。
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

- 商業登記簿謄本に記載されている役員を記入してください。
- 個人事業主の場合は、「青色申告書」に記載のとおり記入してください。

※ 共同申請の場合は、全ての申請者について作成してください。
※ 役員名簿は法人毎に必ず分けて作成してください。

【1-1】申請総括表　　ポータルから出力

＜併せて確認する書類＞
- 商業登記簿謄本
- 見積書



1-1．申請総括表

（事業者）
（事業所名称）　他 0 者
（実施場所）　他 0 箇所
（申請法人の業種）
（実施場所の業種）　中小企業

申請内容	導入設備 ： C　窓口担当：有 適用区分 ： II
補助事業名	
補助事業概要	
事業完了予定日	年 月 日　事業年度区分
(a)～(c)省エネ効果	省エネルギー量 kl/年　省エネルギー率 % 非化石使用量 kl/年　非化石割合増加率 % 省エネ量+非化石使用量 kl/年　省エネ率+非化石割合増加率 %
事業全体の省エネ効果	事業前　事業後（　年度） 事業所のエネルギー使用量　（　kl　） 事業所の生産量　（　）
	省エネルギー量 kl/年　省エネルギー率 % 非化石使用量 kl/年　非化石割合増加率 % 省エネ量+非化石使用量 kl/年　省エネ率+非化石割合増加率 %
CO_2 削減量	t-CO_2/年
経費当たり計画省エネルギー量	(kl/年) ／　(億円)＝　(kl/億円) (円)／(　kl/年)×④　(円/kl))＝　(kl/千万円)
投資回収年	年
処分制限期間（法定耐用年数）	年　（補助対象設備のうち最長の処分制限期間）
交付決定日	同日以前 年 月 日　事業開始 年 月 日
事業費	補助事業に要する経費 （円）　補助対象経費 （円）　補助金申請額 （円） 設計費　－　－ 設備費 工事費 消費税 計
経営力向上計画又は、経営革新計画	該当 ／ 非該当
ベンチマーク改善事業	該当 ／ 非該当
地域経済牽引事業計画の承認事業（企業）	該当 ／ 非該当
定期報告書の開示制度参画企業	該当 ／ 非該当
中長期計画等記載事業	該当 ／ 非該当
エネルギー転換事業	該当 ／ 非該当
複数事業者間連携省エネルギー事業	該当 ／ 非該当
2020年度CO_2 排出量 20万t以上の企業	該当 ／ 非該当
化石燃料の継続使用	該当 ／ 非該当

省エネルギー診断事業	該当 ／ 非該当
エネルギー集約型企業	該当 ／ 非該当
「パートナーシップ構築宣言」登録企業	該当 ／ 非該当
パートナー金融機関による確認書提出事業	該当 ／ 非該当
トップランナー機器導入予定	該当 ／ 非該当
GXリーグへの参画	該当 ／ 非該当
サプライチェーンの温室効果ガス削減公表	該当 ／ 非該当

#1

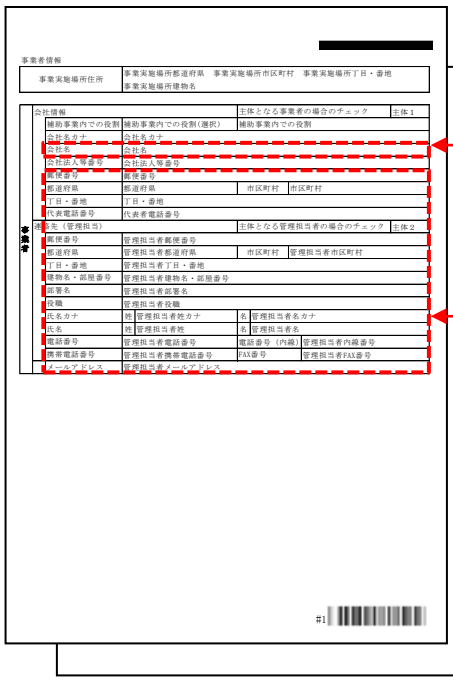
内容に誤りがないか、確認してください。
詳細については別途公開の「(別冊)補助事業ポータル」を確認してください。

2028年1月31日以前で、導入予定の補助対象設備の設置･検収、及び補助対象経費の支払いを全て完了する予定の日を記載しているか確認してください。

見積書の各金額と一致しているか確認してください。

【1-1(別紙1)】事業者情報　ポータルから出力

＜併せて確認する書類＞
- 商業登記簿謄本



※「実施場所」を登録していない事業者(ESCO、リース事業者等)は空欄で印字されます。

商業登記簿謄本と一致しているか確認してください。

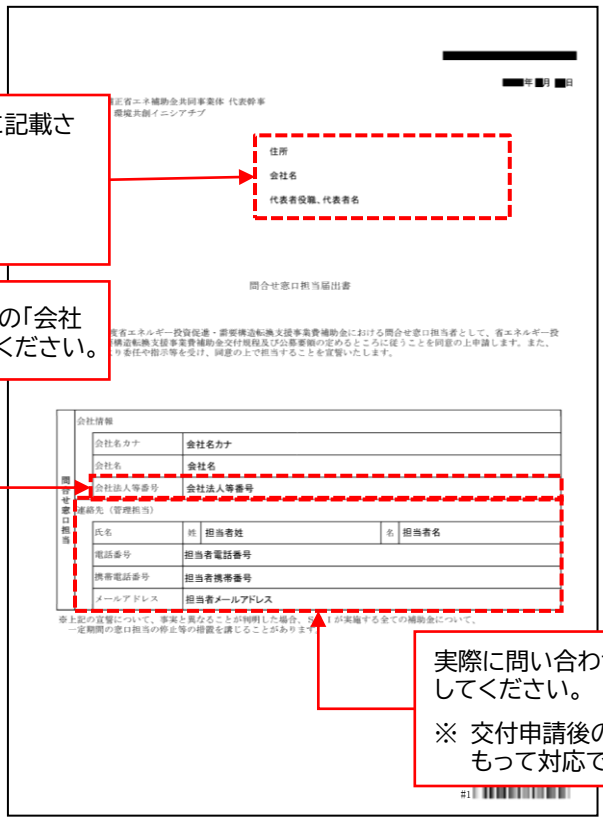
※「会社法人等番号」は、商業登記簿謄本に記載の12桁の番号であり、「法人番号」(13桁)ではありません。ご注意ください。

事業者を複数登録した場合は、全ての事業者分の書類が印刷されているか確認してください。

【1-1(別紙2)】問合せ窓口担当届出書　ポータルから出力

内容が正しいことを確認してください。

＜併せて確認する書類＞
- 見積書



商業登記簿謄本、又は青色申告書に記載されている内容を入力してください。
- 本店所在地
- 商号、又は名称
- 代表者役職、代表者名

商業登記簿謄本に記載された12桁の「会社法人等番号」を転記したか確認してください。

実際に問い合わせ窓口となる担当者情報を入力してください。

※ 交付申請後のSIIからの問い合わせ、責任をもって対応できる方を入力してください。

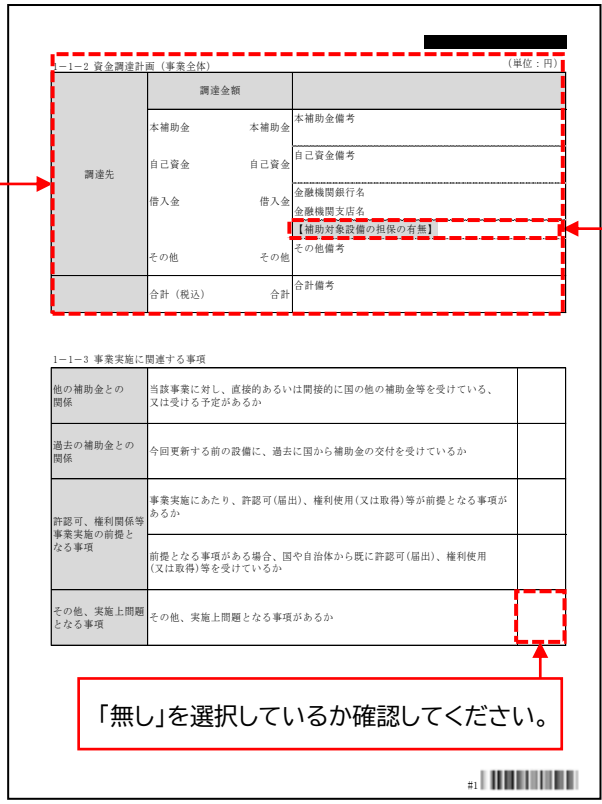
【1-1-2】資金調達計画
【1-1-3】事業実施に関連する事項

ポータルから出力

＜併せて確認する書類＞

交付申請書(2枚目)

調達金額に誤りがないか確認してください。



1−1−2 資金調達計画（事業全体）　（単位：円）

調達先	調達金額		
	本補助金	本補助金	本補助金備考
	自己資金	自己資金	自己資金備考
	借入金	借入金	金融機関銀行名 金融機関支店名 【補助対象設備の担保の有無】
	その他	その他	その他備考
	合計（税込）	合計	合計備考

1−1−3 事業実施に関連する事項

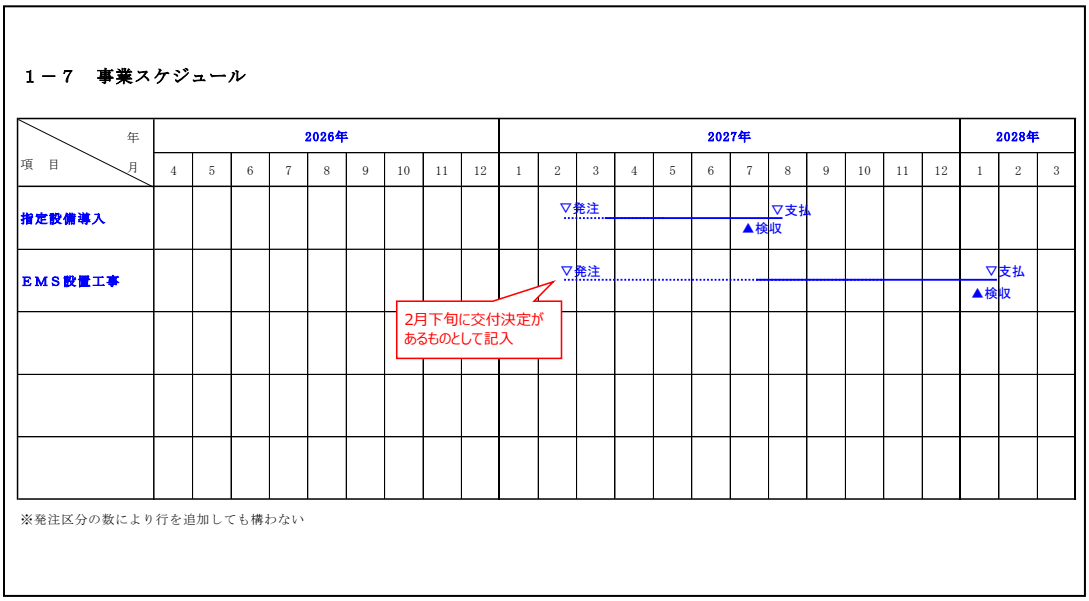
他の補助金との関係	当該事業に対し、直接的あるいは間接的に国の他の補助金等を受けている、又は受ける予定があるか	
過去の補助金との関係	今回更新する前の設備に、過去に国から補助金の交付を受けているか	
許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項	事業実施にあたり、許認可(届出)、権利使用(又は取得)等が前提となる事項があるか	
	前提となる事項がある場合、国や自治体から既に許認可(届出)、権利使用(又は取得)等を受けているか	
その他、実施上問題となる事項	その他、実施上問題となる事項があるか	

（補助対象設備を担保に供する場合)「有り」を選択しているか確認してください。

「無し」を選択しているか確認してください。

【1-7】事業スケジュール

指定様式に記入



1－7　事業スケジュール

項目 ＼ 年 / 月	2026年 4	5	6	7	8	9	10	11	12	2027年 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2028年 1	2	3
指定設備導入											▽発注						▽支払 ▲検収							
EMS設置工事											▽発注											▽支払 ▲検収		

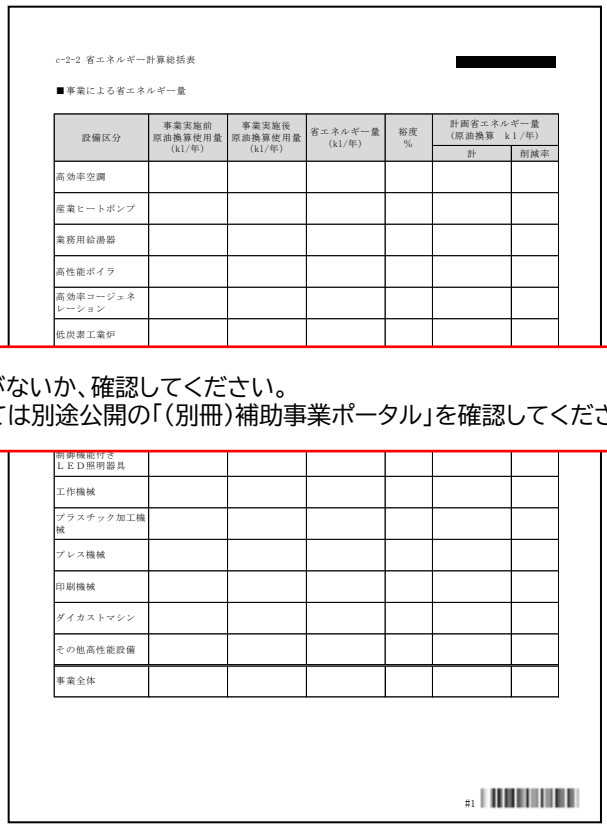
2月下旬に交付決定があるものとして記入

※発注区分の数により行を追加しても構わない

発注区分毎に記載し､「発注」「検収」「支払」を明確にしてください。
発注区分の数により行を追加しても構いません。

【c-2-2】省エネルギー計算総括表

ポータルから出力



c-2-2 省エネルギー計算総括表

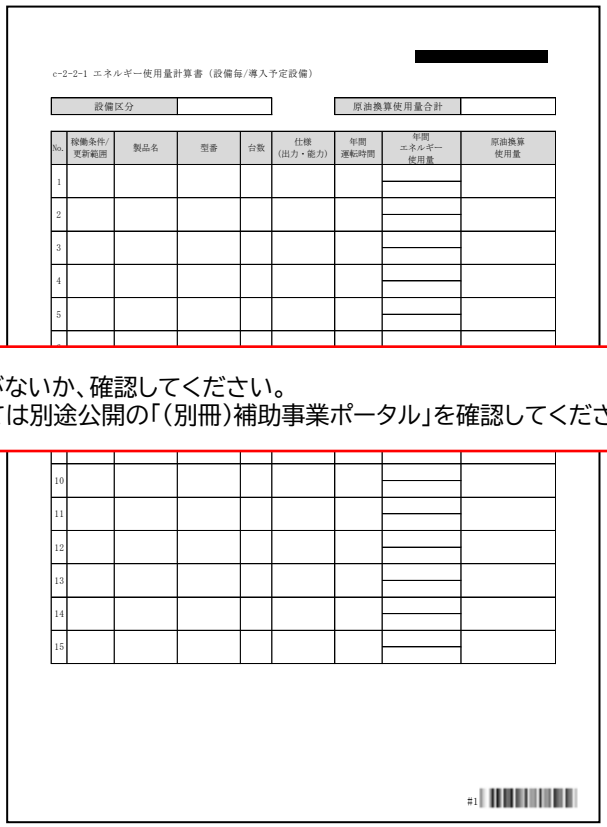
■事業による省エネルギー量

設備区分	事業実施前 原油換算使用量 (kl/年)	事業実施後 原油換算使用量 (kl/年)	省エネルギー量 (kl/年)	裕度 %	計画省エネルギー量 (原油換算 kl/年)	
					計	削減率
高効率空調						
産業ヒートポンプ						
業務用給湯器						
高性能ボイラ						
高効率コージェネレーション						
低炭素工業炉						
制御機能付きＬＥＤ照明器具						
工作機械						
プラスチック加工機械						
プレス機械						
印刷機械						
ダイカストマシン						
その他高性能設備						
事業全体						

内容に誤りがないか、確認してください。
詳細については別途公開の「(別冊)補助事業ポータル」を確認してください。

【c-2-2-1】エネルギー使用量計算書(設備毎/導入予定設備)

ポータルから出力



c-2-2-1 エネルギー使用量計算書（設備毎/導入予定設備）

設備区分		原油換算使用量合計	

No.	稼働条件/更新範囲	製品名	型番	台数	仕様 (出力・能力)	年間運転時間	年間エネルギー使用量	原油換算使用量
1								
2								
3								
4								
5								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

内容に誤りがないか、確認してください。
詳細については別途公開の「(別冊)補助事業ポータル」を確認してください。

【c-2-2-2】エネルギー使用量計算書（設備毎/既存設備）　ポータルから出力

内容に誤りがないか、確認してください。
詳細については別途公開の「（別冊）補助事業ポータル」を確認してください。



【c-2-3-1】見積書（3者分）　自由書式　又は　指定様式に記入

記入の際の注意事項・例につきましては、P.23「見積書例」を参考にしてください。

【c-2-6】導入予定設備一覧

ポータルから出力

内容が正しいことを確認してください。

＜併せて確認する書類＞

- 見積書
- 製品カタログ･仕様書



導入する設備で型番マスタを使用した場合､「No.」に「※」が印字されているか確認してください。

見積書に記載された設備情報と文字列が一致しているか確認してください。

地方公共団体は、添付1～添付5の提出は不要です。

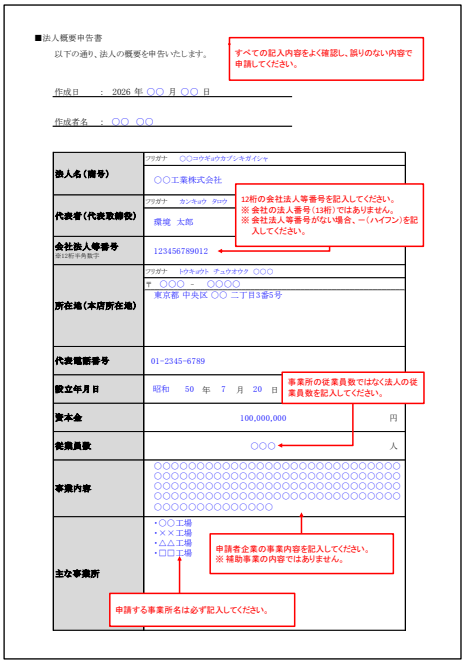
[添付1] 会社情報(法人概要申告書)	c	d	自由書式	又は	指定様式に記入

会社名、業種、資本金、及び従業員数等が確認できる会社のパンフレット等を提出してください。
提出する際は、「業種」、「資本金」、及び「従業員数」が確認できるページに付箋を貼り、該当する箇所を蛍光ペン等でマーキングしてください。

＜会社のパンフレット等が無い場合＞

会社情報を提出できない法人については、指定様式「添付1 法人概要申告書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、提出してください。
※ 記載する内容が、商業登記簿謄本と一致しているか、よく確認してください。
※ 地方公共団体は提出不要です。
※ 指定様式のダウンロード方法については、P.30「指定様式のダウンロード書類」を参照してください。
※ 指定様式の記載と同じ内容を示せるものであれば、独自のフォーマットで作成しても構いません。

● **「法人概要申告書」フォーマット 例**



＜チェックリスト＞

「法人概要申告書」は、以下2点に注意して作成してください。

- ☐ 「会社法人等番号」が、商業登記簿謄本に記載されている12桁の法人等番号と一致しているか。
 ※ 会社の法人番号(13桁)ではありません。
 ※ 個人事業主の場合は、-(ハイフン)を記入してください。
- ☐ 申請者の法人形態により「資本金」という名称がない場合は、手元の資料等に示された「資本金」に該当する項目の金額を記載したか。

＜中小企業団体等に該当する場合＞

公募要領P.17に記載の「中小企業団体等」に該当する場合は、設立の認可証を提出してください。

＜宣誓書について＞

SIIより事業実施場所についての宣誓書を求められた場合に、指示に従い提出する書類です。
『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む事業所に該当しないこと』の宣誓を求められた場合は、指定様式「法人概要申告書」の「宣誓書」シートに必要事項を記入して提出してください。

[添付2] 決算書　c　d　自由書式

直近1年分の単独決算の貸借対照表を、法人名がわかる表紙をつけて提出してください（株主総会の営業報告、単独決算の決算報告書、決算短信でも可）。

※ 個人事業主は、営業報告、決算報告書の代わりに青色申告書全様式の写しを添付してください。
青色申告書のマイナンバー、及び個人の口座情報は必ずマスキングしてから提出してください。

※ 地方公共団体は提出不要です。ただし、民間企業と合同で出資、する第三セクターに該当する法人等は提出してください

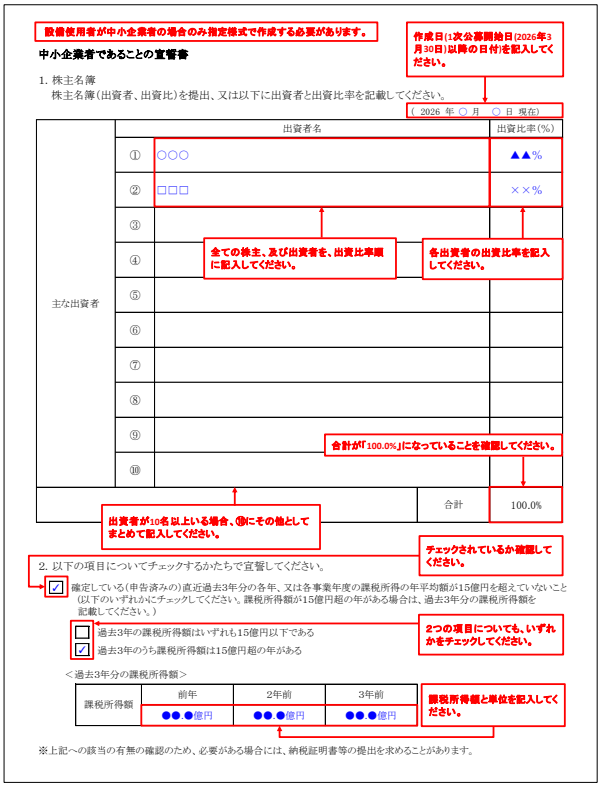
[添付3] 中小企業者であることの宣誓書　c　d　指定様式に記入

設備使用者が中小企業者の場合のみ指定様式で作成してください。

出資者、及び出資比率を示すとともに、指定様式に記載されたチェック項目を用いて中小企業者であることについて宣誓し、提出してください。

※ 出資者、出資比率については、株主名簿を提出いただいても構いません。その場合は、中小企業者であることの宣誓のために本フォーマットも併せて提出が必要ですが、出資者等の記載は不要です。

- **中小企業者であることの宣誓書**



※ 作成日は1次公募の公募開始日（2026年3月30日）以降の日付を記入してください。

※「株主名又は出資者名」が企業の場合、法人格を省略することなく正確に記載してください。株主が個人の場合、姓名を匿名ではなく本名で記載してください。

※ 出資者が10名以上いる場合、出資者名⑩にその他としてまとめて記入してください。

※ 出資比率の合計が100.0%になっているか確認してください。

[添付4] 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書/現在事項全部証明書)	c	d	定型

発行から6か月以内の商業登記簿謄本を添付してください。登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFによる提出も可能です。
※ 写しでも可
※ 全申請事業者分が必要
※ 個人事業主の場合は、確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出
注1)なお、確定申告書は令和7年分の書類を提出してください。
注2)**青色申告書のマイナンバー及び個人の口座情報は必ずマスキング**し提出してください。
注3)電子申告(e-Tax)を行った場合は、申告が受け付けされていることがわかる証憑として国税電子申告・納税システムの「メッセージボックス一覧」で確認できる受信結果(受信通知)の写しなどを提出してください。

[添付5] 補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本	c	d	定型

発行から6か月以内で補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本を添付してください。登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFによる提出も可能です。
※ 写しでも可
※ 現在事項証明書でも可
※ 建物内に設置する場合は建物の登記簿謄本が必要

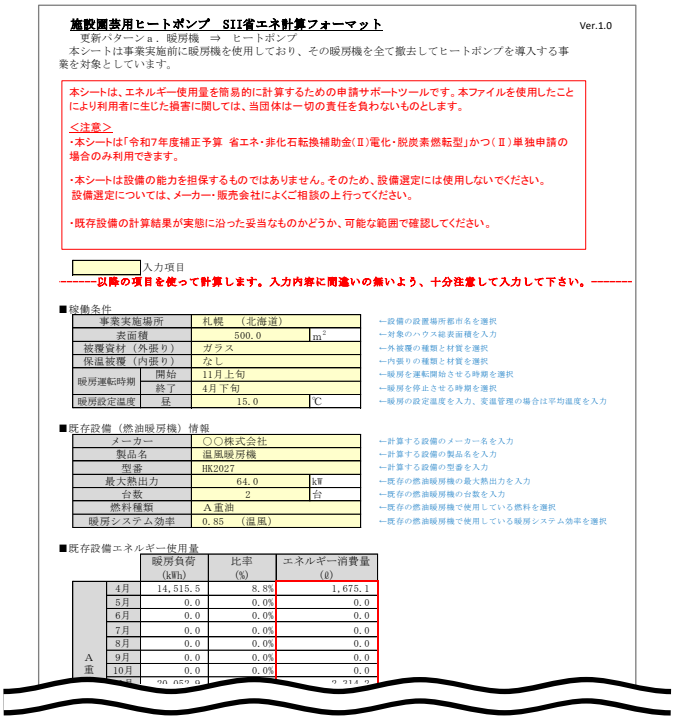
[添付6] 省エネルギー量計算の根拠資料	c	指定様式に記入	又は	自由書式

（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型で申請する場合、(c)指定設備は独自計算を行う必要があります。

独自計算に使用した計算過程（計算式と当該計算式に至る考え方を示したもの）、及び計算に用いた数値の根拠資料を添付してください。
提出する資料は、第三者でも確認可能な書き方で示してください。
特に「計算に用いた数値の根拠資料」は、導入前後の設備の仕様がわかる資料を添付してください。

提出する資料のうち、一部設備の[計算式]については、SIIが提供する申請サポートツール[SII省エネルギー量独自計算フォーマット]を代替として作成・提出しても構いません。フォーマットは、設備区分、かつ種別毎に用意されています。
また、水素対応設備を導入する場合は、「水素対応設備の稼働計画書」を添付してください。
※ ダウンロード方法については、P.30「指定様式のダウンロード書類」を参照してください。

- **SII省エネ計算フォーマット 例**
 [産業ヒートポンプ]の
 [施設園芸用ヒートポンプ（暖房機からHP）]の場合



施設園芸用ヒートポンプ　SII省エネ計算フォーマット　Ver.1.0

更新パターンａ．暖房機　⇒　ヒートポンプ

本シートは事業実施前に暖房機を使用しており、その暖房機を全て撤去してヒートポンプを導入する事業を対象としています。

本シートは、エネルギー使用量を簡易的に計算するための申請サポートツールです。本ファイルを使用したことにより利用者に生じた損害に関しては、当団体は一切の責任を負わないものとします。

＜注意＞
・本シートは「令和7年度補正予算　省エネ・非化石転換補助金（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型」かつ（Ⅱ）単独申請の場合のみ利用できます。

・本シートは設備の能力を担保するものではありません。そのため、設備選定には使用しないでください。設備選定については、メーカー・販売会社によくご相談の上行ってください。

・既存設備の計算結果が実態に沿った妥当なものかどうか、可能な範囲で確認してください。

入力項目
--------以降の項目を使って計算します。入力内容に間違いの無いよう、十分注意して入力して下さい。--------

■稼働条件

事業実施場所		札幌　（北海道）	
表面積		500.0	m^2
被覆資材（外張り）		ガラス	
保温被覆（内張り）		なし	
暖房運転時期	開始	11月上旬	
	終了	4月下旬	
暖房設定温度	昼	15.0	℃

←設備の設置場所都市名を選択
←対象のハウス総表面積を入力
←外被覆の種類と材質を選択
←内張りの種類と材質を選択
←暖房を運転開始させる時期を選択
←暖房を停止させる時期を選択
←暖房の設定温度を入力。変温管理の場合は平均温度を入力

■既存設備（燃油暖房機）情報

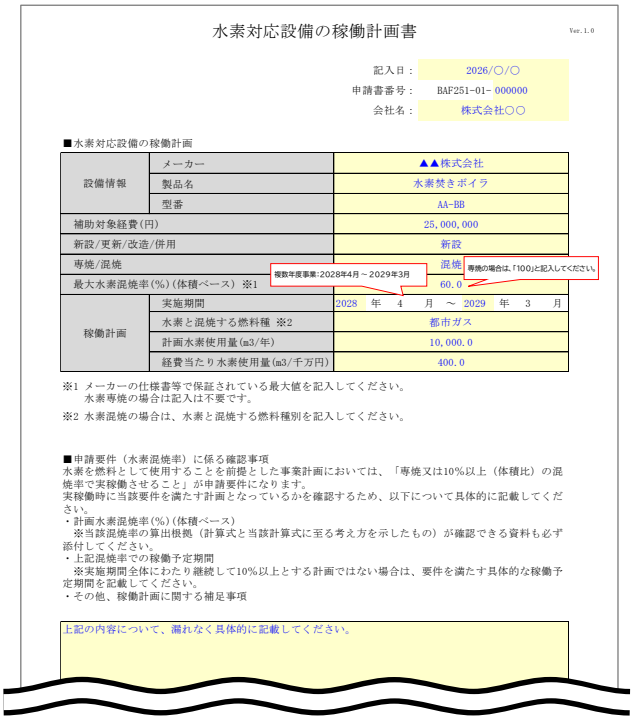
メーカー	○○株式会社	
製品名	温風暖房機	
型番	HK2027	
最大熱出力	64.0	kW
台数	2	台
燃料種類	A重油	
暖房システム効率	0.85　（温風）	

←計算する設備のメーカー名を入力
←計算する設備の製品名を入力
←計算する設備の型番を入力
←既存の燃油暖房機の最大熱出力を入力
←既存の燃油暖房機の台数を入力
←既存の燃油暖房機で使用している燃料を選択
←既存の燃油暖房機で使用している暖房システム効率を選択

■既存設備エネルギー使用量

		暖房負荷 (kWh)	比率 (%)	エネルギー消費量 (ℓ)
A重	4月	14,515.5	8.8%	1,675.1
	5月	0.0	0.0%	0.0
	6月	0.0	0.0%	0.0
	7月	0.0	0.0%	0.0
	8月	0.0	0.0%	0.0
	9月	0.0	0.0%	0.0
	10月	0.0	0.0%	0.0
	計	20,052.9		2,314.2

- **水素対応設備の稼働計画書 例**
 水素対応設備を導入する場合



水素対応設備の稼働計画書　Ver.1.0

記入日：　2026/○/○
申請書番号：　BAF251-01- 000000
会社名：　株式会社○○

■水素対応設備の稼働計画

設備情報	メーカー	▲▲株式会社
	製品名	水素焚きボイラ
	型番	AA-BB
補助対象経費(円)		25,000,000
新設/更新/改造/併用		新設
専焼/混焼		混焼
最大水素混焼率(%)（体積ベース）※1		60.0
稼働計画	実施期間	2028 年 4 月 ～ 2029 年 3 月
	水素と混焼する燃料種 ※2	都市ガス
	計画水素使用量(m3/年)	10,000.0
	経費当たり水素使用量(m3/千万円)	400.0

複数年度事業：2028年4月～2029年3月
専焼の場合は、「100」と記入してください。

※1 メーカーの仕様書等で保証されている最大値を記入してください。
　水素専焼の場合は記入は不要です。
※2 水素混焼の場合は、水素と混焼する燃料種別を記入してください。

■申請要件（水素混焼率）に係る確認事項
水素を燃料として使用することを前提とした事業計画においては、「専焼又は10%以上（体積比）の混焼率で実稼働させること」が申請要件になります。
実稼働時に当該要件を満たす計画となっているかを確認するため、以下について具体的に記載してください。
・計画水素混焼率(%)（体積ベース）
　※当該混焼率の算出根拠（計算式と当該計算式に至る考え方を示したもの）が確認できる資料も必ず添付してください。
・上記混焼率での稼働予定期間
　※実施期間全体にわたり継続して10%以上とする計画ではない場合は、要件を満たす具体的な稼働予定期間を記載してください。
・その他、稼働計画に関する補足事項

上記の内容について、漏れなく具体的に記載してください。

[添付8] エネルギー管理支援サービスの契約書案	d	自由書式

締結する予定の場合は、エネルギー管理支援サービスの案文（約款を含む）を添付してください。
交付申請の段階で、本補助金が定める内容を満たしていない、もしくは本補助金に抵触する内容がある場合は、案文の内容の修正を求める場合があります。特に確認したい事柄がある場合、交付申請に先立ってSIIにご相談ください。エネルギー管理支援サービスには、「計測に基づく運用改善」を実施する事を記述してください。EMSによる制御を行う場合は、「EMSによる制御」についても記述してください。

［添付9］定期報告書の「特定第1表」の写し	c	d	定型

年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である申請者（設備使用者）は、直近で提出済みの省エネ法上の「定期報告書の特定第1表（写し）」を提出してください。
新たに特定事業者となった申請者は、経済産業局に提出した「エネルギー使用状況届出書」を代替書類として提出してください。

※ 親会社等が認定管理統括事業者として定期報告を行っている場合は、以下の書類を親会社等から取得し、提出してください。

- ◆ 認定管理統轄事業者（親会社等）の「特定第1表」
- ◆ 申請者の事業者名が記載された「認定総括表」
- ◆ 認定管理統括事業者（親会社等）の「開示制度に参加していることを証する資料」 ※詳細は次ページ参照

● **定期報告書「特定第1表　事業者の名称等」例**

事業者単位の報告

特定－第１表　事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	0123456
特定排出者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

記載されている番号をポータルに入力してください。
詳細は、別途公開の「（別冊）補助事業ポータル」の
P.26を参照してください。

● **「エネルギー使用状況届出書」**

様式第１（第５条又は第 40 条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

エネルギー使用状況届出書

殿

年　　月　　日

住　所

［添付10］開示制度に参加していることを証する資料	c	d	定型

公募要領P.22に記載の通り、設備使用者が特定事業者等の場合、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和8年度公表分の開示シートを公表することを要件としています。

令和8年度から新規参加する場合は、「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」等から参加宣言をする必要があります。

令和7年度以前から開示制度に参加している場合も、令和8年度の開示制度に継続参加していることがわかる書類を提出する必要があります（※）。詳しくは以下の表を確認してください。
継続参加しているかの確認は、EEGSから確認することができます。

開示制度への参加状況	提出書類	申請要件
令和8年度から新規参加する場合	以下のいずれか ・EEGSから開示制度に登録した際に送付される自動送信メールの写し ・EEGSの「開示制度情報入力」画面上の「参加証明メール再送」ボタン押下時に送付される自動送信メールの写し	・令和8年度の開示制度に参加していること（令和7年度以前から参加している場合、令和8年度の開示制度に継続参加していること） ・令和8年度の開示シート（確報版）を開示制度の定めるスケジュールで公表すること ・開示シート（確報版、及び速報版対象事業者であれば速報版）上に本補助金による計画、及び実績（省エネ効果を含む）を記載するため、開示制度の定めるスケジュールまでに記載内容を登録すること
令和7年度以前から継続参加している場合	EEGSの「開示制度情報入力」画面上の「参加証明メール再送」ボタン押下時に送付される自動送信メールの写し	

＜開示制度におけるEEGS操作方法について＞
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/pdf/kaiji_eegs_sousa.pdf

※ 継続参加しているかの確認は、EEGSから確認することができます。
※ なお、期日までに開示の宣言が行えない場合には、SIIに相談してください。

＜省エネ法定期報告情報の開示制度について＞
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/



交付決定後に上記要件を満たさないことが分かった場合、交付の取消や補助金の返還等を求める場合があります。

［添付11］経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し	c	d	定型

「経営力向上計画」「革新計画」の双方に該当する申請者は任意の一方を提出してください。

中小企業等強化法では、事業分野別に経営力向上に関する指針が定められており、特定事業者等は指針に沿って「経営力向上計画」を策定し、事業所管省庁に申請のうえ、認定を受けることができます。

- 経営力向上計画について（計画策定にあたっては中小企業庁のHPをよく確認してください）
 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/

- 事業分野別指針について（策定されていない事業分野は「基本方針」）
 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html

- 事業分野と提出先
 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/download/jiigyouteisyutu.xlsx

➢ 認定を受けた経営力向上計画に係る認定申請書の別紙「6経営力向上の内容」にP.40の事業分野において事業分野別指針における「省エネ」の記載が1つでもある場合、省エネルギー取り組みを実施する事業として提出することができます。設備使用者が該当する場合には、「1-1.申請総括表」で経営力向上計画又は革新計画を「該当」とし、経営力向上計画に係る認定申請書および、認定書（いずれも写し）を添付してください。

➢ 経営力向上計画は、申請から認定までに約30日（※）の期間を要するため、これから申請を実施する場合には、十分に余裕を持って申請してください。仮に、本補助金の申請までに認定書の提出が間に合わない場合には、経営力向上計画に係る認定申請書の写しを提出し、認定書が交付され次第、速やかに提出してください。
※複数省庁にまたがる場合は約45日、電子申請かつ経済産業部局のみは約14日（休日等除く）

- 経営力向上計画について（中小企業税制サポートセンター）
 TEL: 03-6281-9821（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）
 ※経営力向上計画に関する問い合わせのみの窓口になります。個別の申請に関しては、提出先に直接お問い合わせください（ただし経営力向上計画の申請に対する認定の可否、審査状況に関するお問い合わせにはご対応しかねます）。本補助金の手続等に関しては、SIIにお問い合わせください。

【中小企業等強化法　事業分野別指針における「省エネ」の記載について】

事業分野別指針の該当箇所	
製造業	・第3の2の一のへ「省エネルギーの推進に関する事項」
卸売・小売業	卸売りは、 ・第3の2のⅠの一のロの(1)の(ⅱ)「設備の省エネルギー及び省力化の推進」 ・経営力向上の内容に関する事項「省エネルギー設備又はロボットの導入」
	小売りは、 ・第3の2のⅡの一のロの(2)の(ⅱ)の(ロ)「エネルギーコストの最適化(省エネルギーの取組の推進)」
外食・中食産業	・第2の5の二「＜コストの把握・削減に関する事項＞」⑰、「＜IT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項＞」㉝
旅館業	・第3の2の二のホ「ICT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項」⑤、⑥、⑦、⑧
医療分野	・第3の2の表中「ICT投資、設備投資及び省エネルギー投資に関する事項」
貨物自動車運送事業分野	・第2の2の一のへ「省エネルギーの推進に関する事項」 ・第2の2の二の表中「省エネルギーの推進に関する事項」
船舶産業分野	・第3の2のイ「製品・サービスの力(製品の高性能化・引渡し後のサービス向上)」1ポツ目 ・第3の2のハ「造る力(生産効率・品質の向上)」6ポツ目
自動車整備業分野	・第2の2の一のニの(1)「設備投資に関する事項」 ・第2の2の一のホ「省エネルギーの推進に関する事項」
建設業分野	・第3の1の六のロ「環境負荷軽減に配慮した事業の展開」
電気通信分野	・第2の2の一のへ「省エネ・共同調達等によるコスト削減」
不動産業分野	・第3の5の一「施設の運用コストの低減」
地上基幹放送分野	・第2の2の一のへ「省エネ・共同調達等によるコスト削減等」
石油卸売業・燃料小売業	・第3の1の六のイ「高性能な設備の導入」
旅客自動車運送事業分野	・第2の2の一のニの(2)「設備投資」 ・第2の2の一のホ「省エネルギーの推進に関する事項」 ・第2の2の二の表中「省エネルギーの推進に関する事項」
職業紹介事業・労働者派遣事業分野	・第3の4の(4)「省エネルギーの推進によるコストの低減」
学習塾業	・第3の1の二「設備投資・IT投資に関する事項」
農業分野	・第2の6の四「環境に配慮した農業生産に係る事項」

中小企業等強化法では、事業分野別に経営力向上に関する指針が定められており、特定事業者等は指針に沿って「経営力向上計画」を策定し、事業所管省庁に申請のうえ、認定を受けることができます。

認定申請書

sample

様式第１

経営力向上計画に係る認定申請書

年　　月　　日

主務大臣名　殿

住　　所

名 称 及 び

代表者の氏名

中小企業等経営強化法第 17 条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

認定書

○○○○ 年 ○ 月 ○ 日

sample

○○工業株式会社
環境　太郎　殿

主務大臣名　○○　○○

経営力向上計画に係る認定について

○年○月○日付けをもって別添資料により申請のあった経営力向上計画については、中小企業等強化法第17条第1項の規定に基づき認定する。

経営力向上計画の作成・申請にあたっては、中小企業庁のHPの「経営力向上計画策定の手引き」等を必ず確認してください。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_keieiryoku.pdf

認定申請書

sample

（別紙）
経営力向上計画

1　名称等
事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者の役職名及び氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
資本金又は出資の額 ＿＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数 ＿＿＿＿＿＿
法人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　設立年月日 ＿＿＿＿

P.47において「省エネ」の記載がある事業分野、及び事業分野別指針であることを確認してください。

2　事業分野と事業分野別指針名

事業分野：○○　運送業
○○○○　貨物自動車運送業

事業分野別指針名：貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針

3　実施時期
年　月～　年　月

本事業に関係する実施時期となっていることを確認してください。

4　現状認識

①	自社の事業概要	
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	
③	自社の経営状況	ローカルベンチマークの算出結果

（現状値）

指標	算出結果	評点
①売上高増加率	%	
②営業利益率	%	
③労働生産性	（千円）	
④ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率	（倍）	
⑤営業運転資本回転期間	（ヶ月）	
⑥自己資本比率	%	

（計画終了時目標値）

指標	算出結果	評点
①売上高増加率	%	
②営業利益率	%	
③労働生産性	（千円）	
④ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率	（倍）	
⑤営業運転資本回転期間	（ヶ月）	
⑥自己資本比率	%	

6　経営力向上の内容

（1）現に有する経営資源を利用する取組　　有　・　無

（2）他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組　　有　・　無

（3）具体的な実施事項

	事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項（具体的な取組を記載）	実施期間	新事業活動への該非（該当する場合は○）
ア	第3の2の一のへ		「省エネルギーの推進に関する事項」 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		
イ					
ウ					

P.47の事業分野別指針の**該当箇所**の記載があることを確認してください。

8　経営力向上設備等の種類

	実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1					
2					
3					

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1					
2					
3					

	設備等の種類	数量	金額（千円）
設備等の種類別小計			

［添付12］省エネ診断報告書（表紙）の写し	c	d	定型

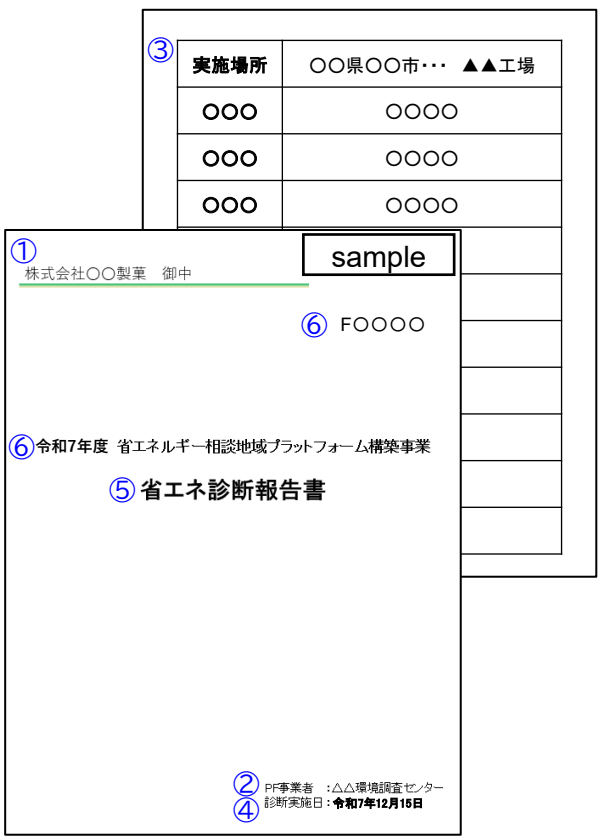
2023年度以降に、以下いずれかの事業による省エネルギー診断を受診した場合は、受診した省エネルギー診断報告書の表紙の写しを提出してください。

- ◆「エネルギー利用最適化診断等事業」
- ◆「地域プラットフォーム構築事業」
- ◆「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」
- ◆「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業」
- ◆「地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業」

提出する表紙にて以下の項目が判別できない場合は、2ページ目以降で記載のあるページも提出してください。

① 診断受診企業名
② 診断実施事業者名
③ 診断実施場所
④ 診断実施年月日
⑤ 省エネ診断報告書だということ
⑥ いずれの事業であるかが判断できる文言や、整理番号等（「PF事業者」、「XX年度プラットフォーム事業」の文言や、「整理番号（「F」や「B」から始まる番号）」が記載されていること）

※ 診断実施場所に本補助金の事業実施場所が含まれるか確認してください。
※「地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業」における「設備単位プラン」、又は「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業」のみ、①～⑥に加え導入予定設備と診断対象設備が一致していることも確認してください。



[添付13] パートナーシップ構築宣言の写し	c	d	定型

経済産業省・内閣府の「パートナーシップ構築宣言」の登録企業である場合、自社として策定したパートナーシップ構築宣言の写しを添付してください。
※リース・ESCOを活用した共同申請の場合、設備使用者となる事業者が該当する場合に添付してください。
（リース・ESCO事業者分は添付不要です）

- パートナーシップ構築宣言について
 https://www.biz-partnership.jp/index.html

- 登録企業リスト
 https://www.biz-partnership.jp/list.html

● **パートナーシップ構築宣言のひな形**

「パートナーシップ構築宣言」のひな形（2026 年 1 月版）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1． サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

3． その他（任意記載）

（例）直接の取引先だけでなく、直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。
（例）当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で"50/50（ﾌｨﾌﾃｨ・ﾌｨﾌﾃｨ）“とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

（注）「ホワイト物流」について記載する場合は、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明し、「ホワイト物流」推進運動のホームページに掲載されている必要があります。

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

〇年〇月〇日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

企 業 名　　役職・氏名（代表権を有する者）

※ 申請時までに公表されていない場合は、登録完了時に届く受領メールの写しを添付してください。

［添付14］中長期計画書の写し　C　定型

本事業の申請にあたっては、あらかじめ省エネ法上の「特定事業者」に該当するか、必ず確認してください。

※ 公募要領P.15～18に記載の大企業が「中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者」として申請する場合、経済産業局へ提出した「省エネ法上の中長期計画書の写し」を1申請につき1部提出する必要があります。

企業体が大企業の場合は、大企業の申請要件（公募要領P.15）のうち、「ベンチマーク達成見込み事業者」を選択する場合の証憑として「中長期計画書（写し）」をSIIに提出してください。

【留意事項】
設備使用者が複数の場合は、全ての大企業である設備使用者が要件の対象となります。

省エネ法上の中長期計画書（かがみ）
※令和7年度報告用様式例

様式第８（第 35 条関係）

Sample

※受理年月日	
※処理年月日	

中　長　期　計　画　書

殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号

省エネ法上の中長期計画書（2枚目）
※令和7年度報告用様式例

Sample

Ⅰ　特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	0123456
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名
	職名

記載されている番号をポータルに入力してください。
詳細は、別途公開の「（別冊）補助事業ポータル」のP.26を参照してください。

中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の数値がベンチマーク目標値(P.55参照)を超えていることを確認し、区分及び2030年度(目標年度)数値をマーキングして提出してください。

省エネ法上の中長期計画書(3枚目)
※令和7年度報告用様式例

Ⅱ　エネルギー使用量

1．エネルギー使用量

エネルギー使用量 (原油換算 kl)	

Ⅲ　エネルギーの使用の合理化に関する計画

1．ベンチマーク対象業種におけるエネルギー使用量等

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー使用量（原油換算 kl）

大企業はSクラス、Aクラスもしくは
中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値(P.55参照)を達成することが必須です。

2．ベン

区分	ベンチマーク指標の見込み（単位）					
	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	目標年度 2030 年度
1 A	1 kl/t	0.9 kl/t	0.8 kl/t	0.7 kl/t	0.6 kl/t	0.5 kl/t

3．エネルギーの使用の合理化に関する計画内容及び期待効果

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	着手時期 完了時期	エネルギー使用合理化期待効果(原油換算 kl/年)	ベンチマーク対象	新規追加
○○○○		A工場	20xx 年 x 月 20xx 年 x 月	○○kl/年		
○○○○		B工場	20xx 年 x 月 20xx 年 x 月	○○kl/年		
○○○○		B工場	20xx 年 x 月 20xx 年 x 月	○○kl/年		
合計				kl		
	ベンチマーク指標対象範囲の期待効果			kl		
原単位削減期待効果				%		
	ベンチマーク指標対象範囲の期待効果			%		

大企業はSクラス、Aクラスもしくは2030年度のベンチマーク指標が下表の目標を超える必要があります。

【ベンチマーク対象業種一覧】（令和4年度4月施行）

区分	事業	ベンチマーク指標（要約）	ベンチマーク目標
1A	高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量	0.531kl/t以下
1B	電炉による普通鋼製造業	炉外製錬工程の通過有無を補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と製造品種の違いを補正した下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和	0.150kl/t以下
1C	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位（出荷量当たりのエネルギー使用量）の和	0.360kl/t以下
2A	電力供給業	火力発電効率A指標 火力発電効率B指標	A指標:1.00以上 B指標:44.3%以上
2B	石炭火力電力供給業	石炭火力発電効率	43.00%以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和	3,739MJ/t以下
4A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	再エネ使用率 72%以上:6,626MJ/t以下 再エネ使用率 72%未満:（－23,664×（再エネ使用率）＋23,664）MJ/t以下
4B	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ/t以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置毎の通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量	0.876以下
6A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ/t以下
6B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.00GJ/t以下
7A	通常コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	707kWh/百万円以下
7B	小型コンビニエンスストア業		308kWh/百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.723以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.792以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.799以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305kl/㎡以下
12	貸事務所業	当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分毎に定める基準値で除した値	1.00以下
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を①と②の合計量にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ① 文系学部とその他学部の面積の合計に0.022を乗じた値 ② 理系学部と医系学部の面積の合計に0.047を乗じた値	0.555以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ① 延床面積に0.061を乗じた値 ② ぱちんこ遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.061を乗じた値 ③ 回胴式遊技機台数に年間営業時間1/1000を乗じた値に0.076を乗じた値	0.695以下
16	データセンター業	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）を当該事業を行っている事業所におけるIT機器のエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）にて除した値	1.4以下
17	圧縮ガス・液化ガス製造業	製造品種の違いを補正した深冷分離方法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量	LNG冷熱利用事業者:0.077kl/千Nm³以下 その他の事業者:0.157kl/千Nm³以下

［添付15］ベンチマーク改善に資することが認められる資料　c　d　定型

補助事業で導入する設備がベンチマーク指標の改善に資することが認められる場合は、「1-1.申請総括表」でベンチマーク改善事業を「該当」とし、定期報告書特定第6表を該当する箇所をマーキングしたうえで提出してください。（ベンチマーク対象業種は公募要領P.19参照）定期報告書を生産量実績やエネルギー使用量実績の確証として提出しない場合は定期報告書のかがみを合わせて提出してください。

※ 企業体が大企業の場合は、本添付資料の対象外です。「1-1.申請総括表」のベンチマーク改善事業は「非該当」とし、本添付資料は提出不要です。

特定－第６表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（セクター）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算kl）	ベンチマーク指標の状況（単位）					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値（単位）
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度			
3	セメント製造業	500,000	4,100 MJ/t	4,100 MJ/t	4,080 MJ/t	4,050 MJ/t	4,000 MJ/t	3,950 MJ/t	50%	3,739 MJ/t
6A	石油化学系基礎製品製造業	200,000	12.1 GJ/t	12.0 GJ/t	12.0 GJ/t	11.8 GJ/t	11.8 GJ/t	11.7 GJ/t	0%	11.9 GJ/t

※ ベンチマーク対象業種である「9.百貨店業」、及び「10.食料品スーパー業」は下図（業態分類表から抜粋）のように定められています。事業実施場所の業種がベンチマーク指標の区分と一致するか確認してください。
https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-1/pdf/6h26k-gyoutai.pdf

区分		セルフ方式（注1）	取扱商品等（注2）	売場面積	備考
1.百貨店					
	（1）大型百貨店	×	産業分類「561百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所	3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）	産業分類「561百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、他（＝住）にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。
	（2）その他百貨店			3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）	
2.総合スーパー					
	（1）大型総合スーパー	○		3000㎡以上（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）	
	（2）中型総合スーパー			3000㎡未満（都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上）	
3.専門スーパー					
	（1）衣料品スーパー		衣が70%以上	250㎡以上	
	（2）食料品スーパー		食が70%以上		
	（3）住関連スーパー	○	住が70%以上		
	うちホームセンター		住関連スーパーのうち「60211 金物」＋「60221 荒物」＋「60421 種・種苗」が0%を超え70%未満		

（注1）「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。
（注2）「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号である。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣（57）、食（58）、住（59，60）に分類して集計したものをいう。

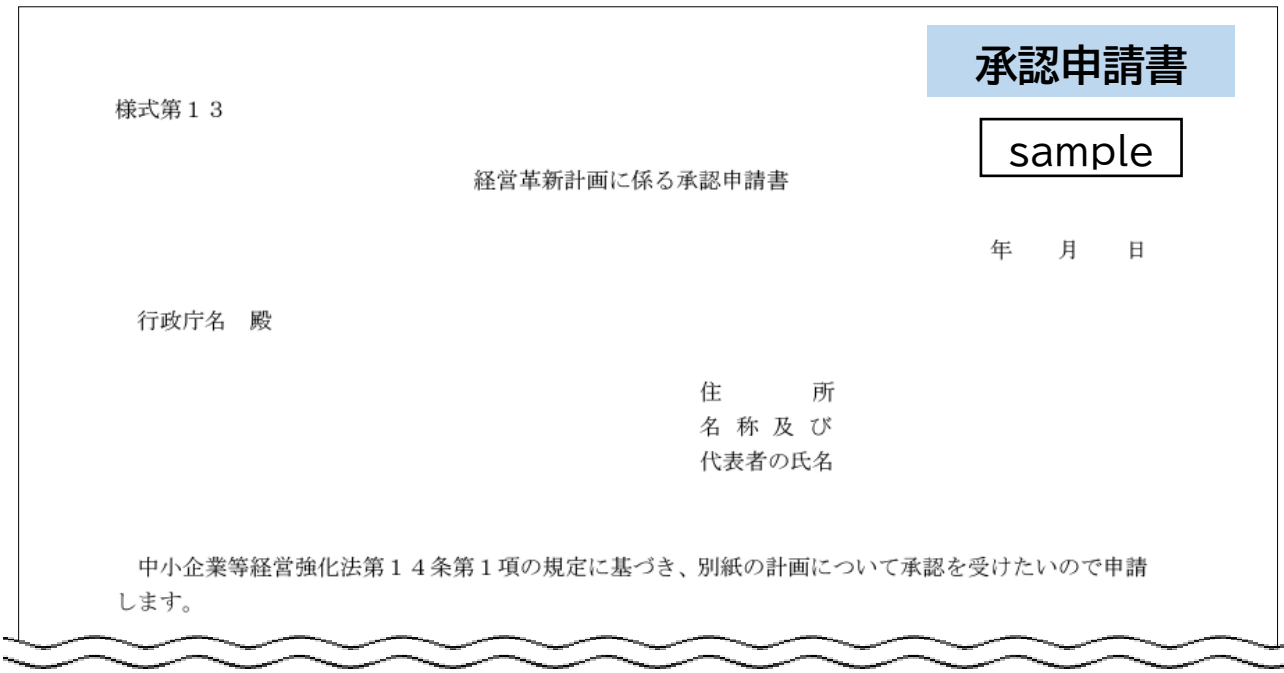
［添付16］経営革新計画承認企業であることの承認申請書及び承認書の写し	c	d	定型

「経営力向上計画」「革新計画」の双方に該当する申請者は任意の一方を提出してください。

設備使用者が、中小企業等強化法に基づき、「革新計画」の承認を受けた企業である場合、「1-1.申請総括表」で経営力向上計画または革新計画を「該当」とし、革新計画に係る承認申請書および承認書の写しを添付してください。

革新計画の作成・申請にあたっては、中小企業庁のHPの「革新計画　進め方ガイドブック」等を確認してください。

- 中小企業庁　革新支援
 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/
- 革新計画　進め方ガイドブック
 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/pamphlet/2022/kakushin.pdf



承認申請書

sample

様式第１３

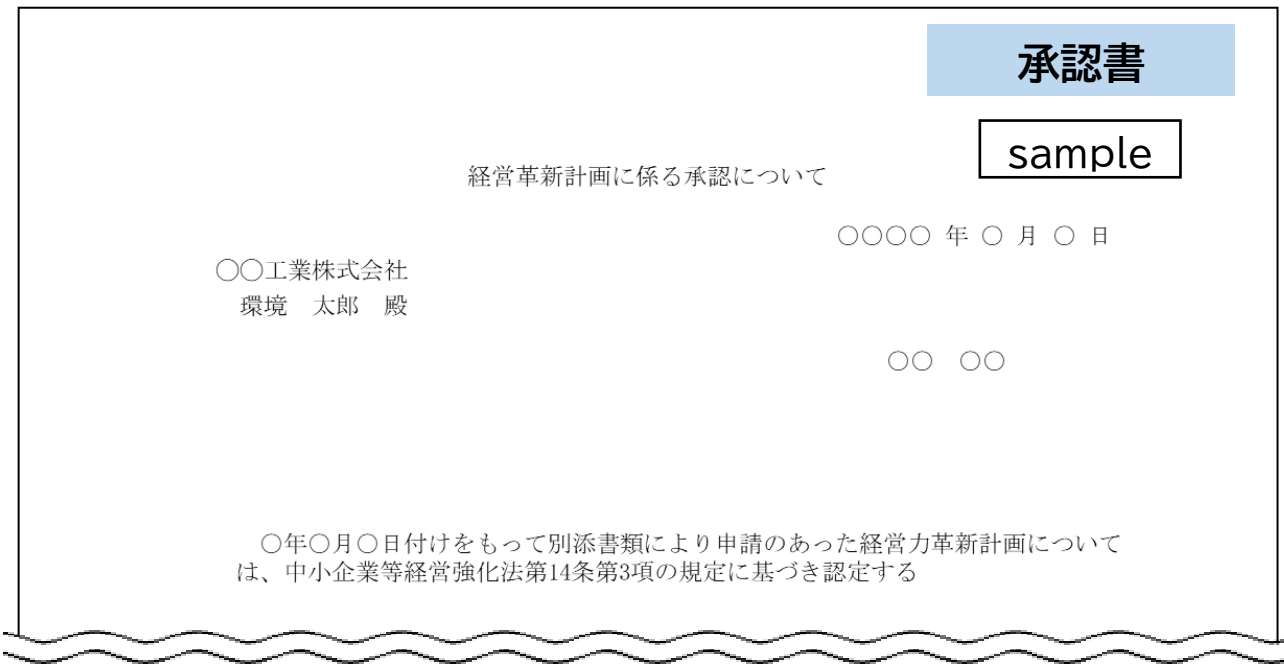
経営革新計画に係る承認申請書

年　　月　　日

行政庁名　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者の氏名

中小企業等経営強化法第１４条第１項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。



承認書

sample

経営革新計画に係る承認について

○○○○ 年 ○ 月 ○ 日

○○工業株式会社
環境　太郎　殿

○○　○○

○年○月○日付けをもって別添書類により申請のあった経営力革新計画については、中小企業等経営強化法第14条第3項の規定に基づき認定する

［添付17］補助事業の実施体制	d	指定様式に記入

共同申請の場合には役割、役職、氏名がわかるように事業の実施体制を図に表してください。

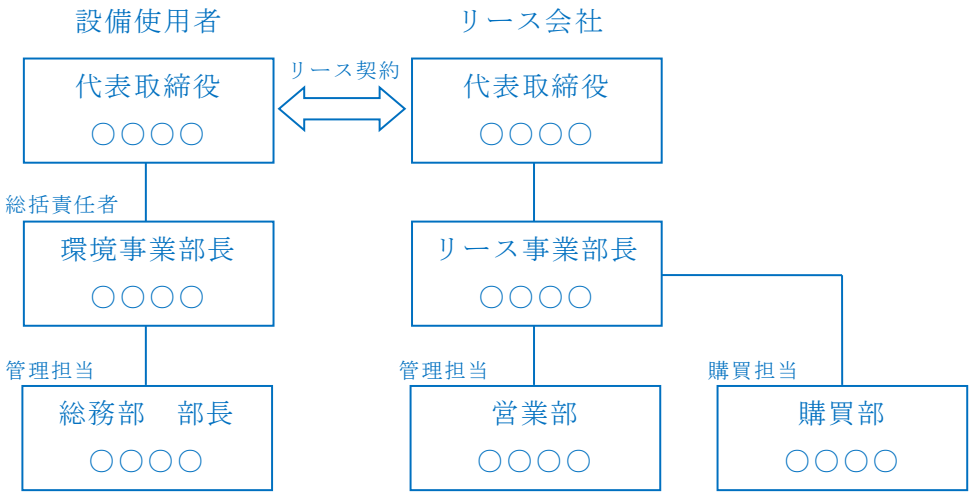
共同申請の場合は作成してください
単独申請では作成不要です

補助事業の実施体制

■実施体制図

組織図等で事業者内の本事業の実施体制を示すこと。
特に共同申請の場合、各社の役割分担を明確にすること。

補助事業実施体制図の例



■ESCO・リースの内容　（ESCO・リースの場合は下記数値を必ず記載すること）

① ESCO の場合

- ESCO 契約で保証する省エネルギー量　　kl
- 申請省エネルギー効果に対する上記保証量の割合　　%
- ESCO 契約期間　　ヶ月

② リースの場合

- リース契約期間　　180　ヶ月

[添付18] 対象設備に関するリース契約書案 [添付19] 対象設備に関するリース料計算書	c	指定様式に記入	d	自由書式

リース契約書案と料金計算書を添付してください。公募要領P.20と併せて確認してください。

- リースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者等の共同実施とし、リース事業者は1申請について1社とします。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示してください。
- 同一事業において、自己購入とリースの併用はできません。
- リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及びリース会社が所有権を持たない割賦契約と判断される場合は対象外となります。
- 原則、補助対象設備を処分制限期間中、使用することを前提とした契約となりますが、処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は補助対象となります。

※ 地方公共団体等が実施する公募型プロポーザル方式において、既に公募が行われ、公正な審査により、設備が交付申請時に選定されていると認められる場合は、必ずしも3者見積を課さない。

※ 共同申請を行うリース事業者には、大企業についての補助事業者要件は課さない。

[添付20] ESCO契約書案 [添付21] ESCO料金計算書	c	d	自由書式

ESCO契約書案と料金計算書を添付してください。公募要領P.20と併せて確認してください。

- ESCO事業を利用する場合は、設備使用者とESCO事業者の共同実施とし、ESCO事業者は1申請について1社とします。
- シェアード・セイビングス契約に限ります。
- 省エネルギー量についてパフォーマンス契約を行う事業とします。
- 同一事業において、自己購入とESCO事業者による設備購入の併用はできません。
- ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、ESCO料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示してください。
- 地方公共団体等が実施する公募型ESCO事業の場合は以下の資料の写しを添付してください。

① 提案募集要項（地方公共団体作成）
② コンペ等への参加表明書かがみ
③ 審査結果通知、審査結果が公表されているもの（ホームページ等）
④ グループ構成表
⑤ ESCO契約に関する保証書、覚書

※ 公募によって書類の名称が一致しないため、内容が該当するものを提出すること

※ 地方公共団体等が実施する公募型ESCOにおいて、既に公募が行われ、公正な審査によりESCO事業者及び導入する設備が交付申請時に選定されていると認められる場合は、必ずしも3者見積を課さない。

※ 共同申請を行うESCO事業者には、大企業についての補助事業者要件は課さない。

[添付22] 商業用ビル等の場合の証憑	c	d	自由書式

- 店子が設備を使用する場合は、店子との契約書等の写しを提出してください。
- 申請者が店子（A）であり、そのエネルギー管理単位の下に他のエネルギー使用者（B、C…）を含む場合は、店子（A）と他のエネルギー使用者（B、C…）との契約書等の写し、及び建築物の所有者からの「添付23 設備設置承諾書」を提出してください。

［添付23］設備設置承諾書　c d　指定様式に記入

導入予定設備を設置する建物、土地の所有者が申請者以外の場合は、その建物、土地の所有者の住所、名称、代表者名を記入し押印を取得してください。

申請者が店子である場合等、申請者の所有ではない建物、土地等に設備を設置する場合、提出してください。
薄青　　に塗りつぶされている箇所を記入し、出力してください。

設備設置承諾書

2026 年　○○ 月　○○ 日

承諾した年月日を記入してください。

令和７年度補正省エネ補助金共同事業体　代表幹事
一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事　殿

建物の所有者情報（住所、名称（会社名等）、代表者名）を記入してください。

住　　所　東京都 中央区 ○○ 二丁目 3番5号
名　　称　○○工業株式会社
代表者名　環境　太郎　　○○株式会社

承諾者にあわせて「当社」「私」を適宜選択してください。

当社は、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金交付規程第９条、第２４条及び第２５条の規定により財産処分の制限を受け、一般社団法人環境共創イニシアチブの承認なしに財産処分できない設備が、下記のとおり設置されることを承諾します。

記

１．　建物の所在地および名称
「１－１申請総括表」事業実施場所の通り。

２．　設備の設置者
「様式第１交付申請書」申請者の通り。

３．　補助事業の名称
「１－１申請総括表」補助事業名の通り。

４．　設置される設備の概要
導入予定設備一覧、及びシステム概要図の通り。

５．　設備の処分制限期間
発注区分表の通り。

※　申請者及び承諾者が本紙の写しを保管すること。

［添付24］事業実施に関連する事項	c	d	指定様式に記入

「1-1-3.事業実施に関連する事項」のいずれかで「有り」とする場合、その詳細を記入してください。

「実施計画書 １－１－３ 」で当てはまる場合に作成必要。該当 しない場合は作成不要

事業実施に関連する事項

（1）他の補助金との関係

※当該事業 と直接あるいは 間接に関係する他の補助金等 を受けている 又は受ける予定（申請中も含む）がある 場合は、その 補助金 の内容を記載のこと。
※記載 する補助金 の内容については、国や民間･団体 などに 関わらず、具体的 に交付元･工事内容･金額 などを 記載 すること。（ 申請中 でも必ず記載 すること）

（2）過去の補助金との関係

今回の工事が影響する範囲に、過去に国からの補助金（負担金、利子補給並びに補助金適正化法第２条第４項第１号に掲げる補助金及び同項第２号に掲げる資金を含む。）の交付を受けている場合には、当該事業との関係を記述すること。
※補助事業名、交付時期、対象範囲を記載のこと。
※必要であれば、別紙を添付すること。

（3）許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

①本事業：事業実施にあたって許認可（届出）、権利使用（又は取得）の必要なものについて、その所得状況及び見通しを記載のこと。
②申請者：申請者が国、自治体からすでに受けている許認可について全て記載のこと。

（4）その他事実上問題となる事項

※事実上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載のこと。

[添付25] 代替燃料確保の確証	C	自由書式

代替燃料(廃タイヤ、木質ペレット、木質チップ、RDF、バイオマス、廃材等)を使用する場合は、処分制限期間内の燃料を確保できることが証明できる資料を添付してください。

[添付26] 設備の製品カタログ(既存設備、導入予定設備の仕様書等)/設備選定に関する資料	C	自由書式

以下の説明に従って、既存設備、導入予定設備の製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を提出してください。

- 既存設備
 既存設備のカタログ(又はメーカー発行の仕様書)を入手、提出してください。
- 導入予定設備
 導入予定設備を登録する際に「型番マスタ」に登録されていない型番を選択した場合は、販売事業者やメーカーから入手した製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を提出してください。
 ※ 原則、「型番マスタ」に登録されている型番を選択した場合は、導入予定設備の製品カタログの添付は不要です。
 また、導入予定設備の選定に関して、SIIから提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。詳しくは申請する設備の「省エネルギー量計算の手引き」を確認してください。

［添付27］ 令和7年度定期報告書の表紙及び「特定第4表」の写し　c　d　定型

大企業のうち、省エネ法の事業者クラス分け評価制度で『Aクラス』に該当する事業者として申請する場合は、令和7年度提出済みの定期報告書「特定第4表　事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況」の写しを提出してください。なお、**定期報告書の表紙も併せて提出してください。**

※「Sクラスに該当する事業者」、及び「ベンチマーク目標値を達成する事業者」として[添付14 中長期計画書の写し]を提出する場合は、本書類の提出は不要です。

※定期報告書は特定第4表に記載された表の最終年が令和6年度（2024年度）であることを確認してください。

- **定期報告書「特定第4表　事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況」 例**

特定－第４表　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ-1	Ⓚ-1	Ⓛ-1	Ⓜ-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ-2	Ⓚ-2	Ⓛ-2	Ⓜ-2	

備考　特定－第３表１－１、１－２において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比（%）（Ⓩ-1）、（Ⓩ-2）」を求めた場合は、対前年度比（%）のみ記入すること。

2　電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分		□　月別　□　時間帯別				
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ'-1	Ⓚ'-1	Ⓛ'-1	Ⓜ'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ'-2	Ⓚ'-2	Ⓛ'-2	Ⓜ'-2	

備考　特定－第３表２－１、２－２において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）（Ⓩ'-1）、（Ⓩ'-2）」を求めた場合は、対前年度比（%）のみ記入すること。

［添付28］パートナー金融機関による確認書

c d 指定様式に記入

資源エネルギー庁の「省エネ・地域パートナーシップ」におけるパートナー金融機関による支援を受けた中小企業者等が行う省エネルギー事業である場合は、パートナー金融機関が作成する「パートナー金融機関による確認書」を提出してください。

※ 指定様式のダウンロード方法については、P.30「指定様式のダウンロード書類」を参照してください。

※ 添付28のフォルダに格納されている「パートナー金融機関による確認書の記入要領」をよく読み、不備のない書類を提出してください。

※「確認書」の発行日が1次公募開始以降かつ、公募締切日以前のもののみが評価の対象となります。

資源エネルギー庁のHPにおいても、省エネ・地域パートナーシップについてや確認書に係るよくある質問等の詳細について掲載しておりますので、以下をご参考ください。

＜資源エネルギー庁　省エネ・地域パートナーシップ＞
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/chiiki_partnership/

上記のHP内「新着情報」内、【令和7年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の公募について】ページを参照してください。

※「パートナー機関一覧」から除外となった金融機関が作成した「パートナー金融機関による確認書」は評価対象外となります。

●「パートナー金融機関による確認書」 例

年　月　日

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金
省エネルギー投資促進支援事業費補助金　事務局宛て

金融機関名
住　所
責任者役職
責任者氏名

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金及び
省エネルギー投資促進支援事業費補助金に係る
パートナー金融機関による確認書

記

事業者名　：●●●株式会社
事業者の省エネ化に向けた課題と申請経緯：■■■■■■■■■■■■

金融機関の支援内容：▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲

[添付29] GX要件を満たすことの表明書	c	指定様式に記入	又は	自由書式

事業区分(Ⅱ)を申請する場合、SIIが提供する様式(P.66参照)を用い、以下の要件を満たすことを表明してください。

- GX推進への取組に関する要件
- 低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件

GX推進への取組に関する要件

設備使用者が会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)に該当する法人(民間企業)の場合は、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2022年度CO_2排出量に応じて異なるGX推進への取組の実施について、以下①～③のすべてをSIIが提供する様式を用いて意思表明してください。
※①は法人でのCO_2排出量により満たす内容が異なります。

＜CO_2排出量が20万t以上の民間企業＞

① 以下A、及びBの温室効果ガス排出削減のための取組を実施し、証憑書類を提出してください。
※ GXリーグに参加する場合には、参加が確認できる書類を提出することで(ⅰ)～(ⅱ)の取組の記入に替えることができます。

A：2025年度以前分の排出実績に関する実施内容

(ⅰ)国内におけるScope1(事業者自ら排出)・Scope2(他社から供給された電気・熱・蒸気の使用)に関する排出削減目標を2025年度及び2030年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ⅱ)(ⅰ)で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCMその他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表すること。

B：2026年度以降分の排出実績に関する実施内容

Aと同様の実施内容について対応すること。ただし、現在検討が進められている2026年度以降の次期GXリーグ(GXフューチャーリーグ)等の内容次第で、2026年度以降分の排出実績における(ⅰ)(ⅱ)相当の要件については変更となる可能性があり、改めてコミットする必要があることに留意すること。

＜CO_2排出量が20万t未満の民間企業又は中小企業＞

① 本事業で作成する交付申請書類の提出をもって温室効果ガス排出削減のための取組を実施する事業者であるとみなします。

＜共通＞

② 企業の成長(例:コスト競争力の向上、海外市場の獲得)につながる今後の方針を策定すること。
③ 必要な人材の確保に向けた取組(例:継続的な賃上げ)を進めること。

低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件

補助事業の実施後に補助対象設備において化石燃料の使用を継続する計画の場合は、以下を検討し、SIIが提供する様式「GX要件を満たすことの表明書」の④にチェックを入れてください。

【検討する内容】
将来的な化石燃料へのロックイン（利用の固定化）を回避するため、水素・アンモニア・合成メタン等の非化石エネルギーの社会実装局面において、水素・アンモニアの利用や合成メタンの追加的な導入など、非化石エネルギーへの転換に向けた取組※を行うことを検討し、技術的かつ経済的に可能な範囲内でそれを実施することをコミットしてください。

＜設備使用者が省エネ法上の特定事業者の場合＞
コミットメントする内容を省エネ法の中長期計画書の「Ⅳ 非化石エネルギーへの転換に関する計画」のうち、「3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報」に記載して国へ提出した写しをSIIへ提出してください。合わせて、SIIが提供する様式も記入し提出してください。

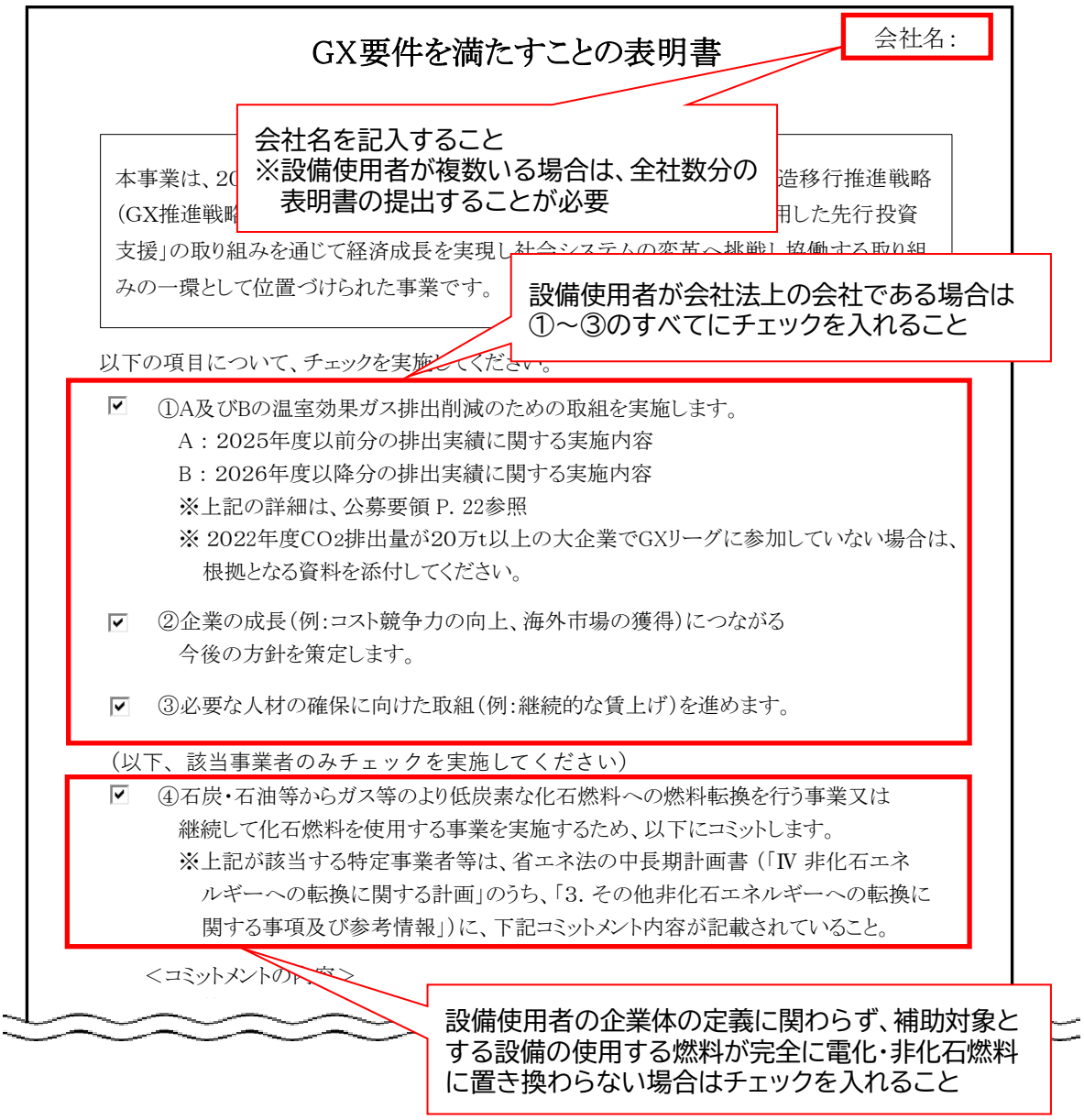
中長期計画書の記載にあたっては、上記のコミットする内容、または下記の「中長期計画書 例」を参考にしてください。

- 中長期計画書 例

例	今回の補助事業で導入する設備を、将来的に水素・アンモニア・合成メタン等の非化石エネルギーに対応した設備へ更新する。
	将来的に、事業所全体で用いるエネルギーの非化石化（e-メタンやグリーンLPガス等への転換）を積極的に検討・推進する。

NG例	20●●年までに、工場の屋根に太陽光パネルを設置する。 ※ 太陽光パネルの設置と、補助事業で導入する設備の化石燃料ロックイン回避との関連が読み取れないためNG
	冷暖房の温度管理、照明の点検管理を行う。 ※ 日常的な省エネ活動であり、化石燃料から非化石燃料への転換に関する取り組みではないためNG

● **GX要件を満たすことの表明書　※チェックがすべて付かない場合も提出**



[添付30] サプライチェーン取組に係る証憑	c	定型	又は	自由書式

サプライチェーンの下流に位置する企業（最終製品を製造するメーカー等を指す）が、サプライチェーン全体でのCO_2排出削減に関して以下（ⅰ）～（ⅲ）のいずれかの取組を対外的にコミットしている場合は、それを確認できる資料を提出してください。
※サプライチェーンの下流に位置する企業は申請事業者と同一ではないこと

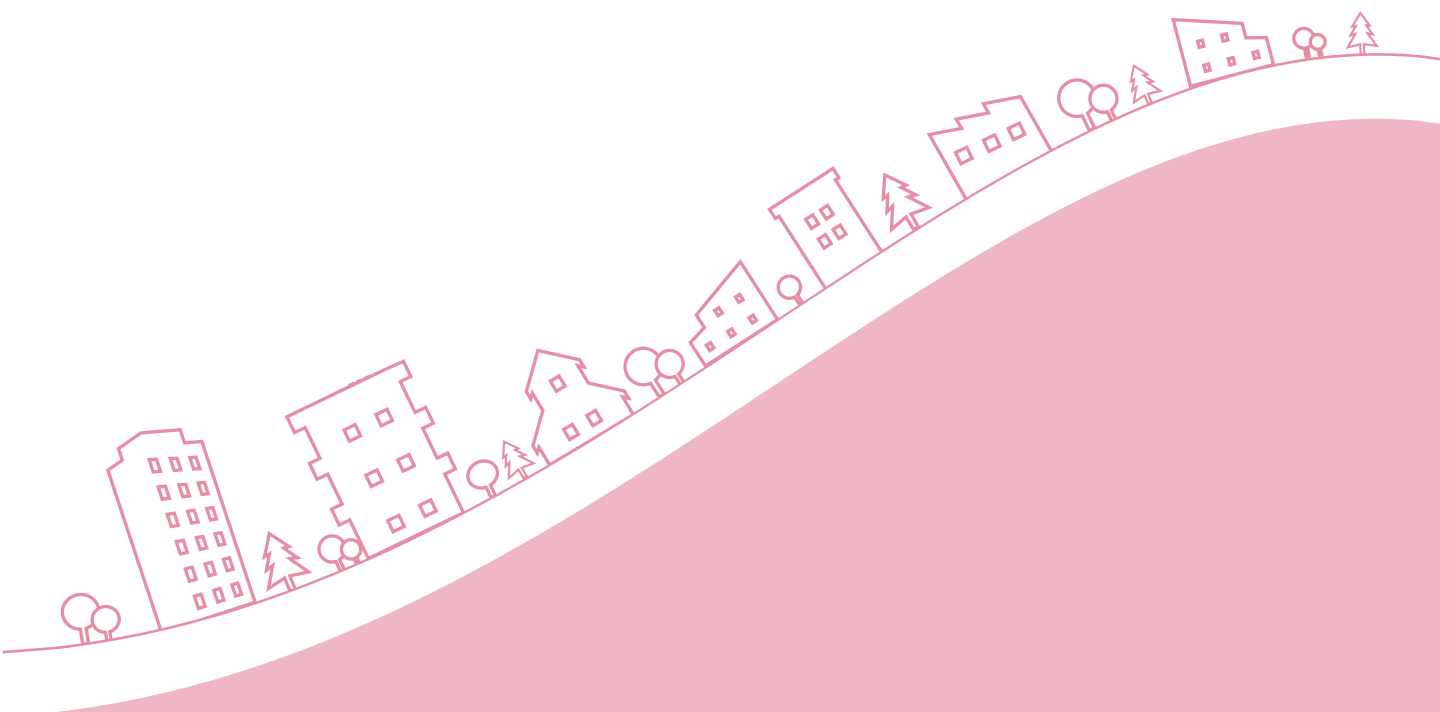
（ⅰ）グリーン調達ガイドラインを設定している
（ⅱ）パートナーシップ構築宣言の「グリーン化の取組」において具体的な取組を記載している
（ⅲ）GXリーグに参画している

※上記（ⅰ）～（ⅲ）に限らず、サプライチェーンの下流に位置する企業がサプライチェーン全体でのCO_2排出削減について対外的にコミットしていることが確認できる資料があれば、その提出でも可とします。

また、本補助金の申請事業者が当該サプライチェーンに入っていることが確認できる資料（例：プレスリリース、仕様書等）を提出してください。

第4章

その他の事項について



4-1 交付申請までの残手順

申請書類のファイリング

＜ファイルの作成イメージ＞

「提出書類一覧」の順に並べた書類を、順番を崩さずに、A4判のファイルに綴じ込みます。
複数事業所について申請する場合は、申請書番号（BAF251-01-で始まる番号）毎にファイルを分けて作成してください。
※ 複数事業分の申請書類を一冊にまとめて提出することはできません。

＜書類提出のために準備するもの＞

- □ A4判のファイル：全書類を綴じることができる厚さの2穴タイプ、ハードタイプ。
 ※ あらかじめ全ての書類を綴じた厚みを想定し、余裕を持って綴じることのできる厚さのファイルを用意してください。
- □ 中仕切り：提出書類一覧表の「文書番号」分の枚数を用意してください。
- □ ファイルラベル、ファイルインデックス：SIIホームページからダウンロードしたファイルのP.2～4を活用してください。



表紙/背表紙に記載する情報

① 補助事業名
② 申請書番号（BAF251-01-○○○）※
③ 事業者名
④ 事業所名

※ ポータル入力時に発番される「BAF251-01」から始まる番号です。

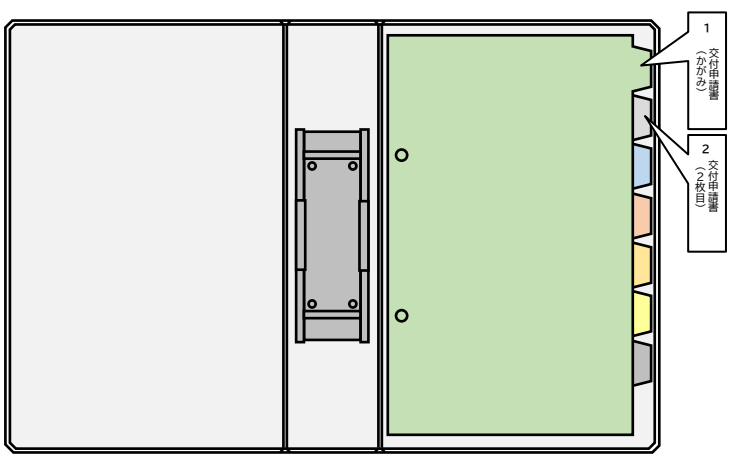
ファイリング時の注意

- 各書類の左に十分な余白をとり、記載部分にパンチ穴が重ならないようにしてください。
- 書類の袋とじはしないでください。
- ファイリングする際、書類をホッチキスやクリップで留めないでください。
- A3用紙が含まれる場合は、右半面を折り畳んで綴じ込んでください。
- 中仕切り、インデックスについては、次の＜インデックスの作成イメージ＞ を参照してください。

＜インデックスの作成イメージ＞

中仕切りにインデックス（数字のみは不可）を貼り、書類の種類毎に書類の前に挟みます。

※ **書類自体に直接インデックスを貼らないでください。**
※ それぞれの提出書類は、該当する**中仕切りの後ろにファイリング**してください。
※ インデックスはホッチキスやのりではなく、テープで留めてください。



申請書類の提出

完成した提出ファイルをもう一度見直し、書類の抜け漏れ、書類内容の入力誤り等がないか、よく確認してください。
配送事故に備え、配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で郵送してください(持込不可)。

書類郵送先

〒115－8691
赤羽郵便局私書箱15号
一般社団法人環境共創イニシアチブ　事業第1部
「省エネ・非化石転換補助金(設備単位型)」
5次公募　交付申請書　在中

※郵便私書箱留めの為、JP社以外の宅配便サービスはご利用いただけません。
※「事業名」～「交付申請書 在中」の部分は、必ず赤字で記載してください。

受付期間

2026年11月6日(金)～2026年12月25日(金)　17:00必着

※書類は、上記日時までに到着するよう、提出してください。
消印日ではありませんので、よく注意してください。
※完成した提出ファイルは必ず郵送してください。
※SIIへの直接持込は、受け付けることができません。



・不備があった場合は、SIIから連絡します。
・SIIから連絡があった場合は、速やかにご対応いただくようお願いします。

以上で、交付申請書の作成・提出手順の説明は終了です。

お問い合わせ・相談・連絡窓口

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）

補助金申請に関するお問い合わせ窓口

（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型
TEL：03－5565－3840

（Ⅳ）エネルギー需要最適化型
TEL：03-5565-4773

受付時間：平日の10:00～12:00、13:00～17:00
（土曜、日曜、祝日を除く）
通話料がかかりますのでご注意ください。

SIIホームページURL　https://sii.or.jp/
事業ページURL　https://sii.or.jp/setsubi07r/

事業ページQRコード

